

平成 25 年 6 月 12 日 (水曜日)

(会議第 2 日目)

応招議員

1番	小 松 孝 年	2番	小 永 正 裕	3番	西 村 將 伸
4番	坂 本 あ や	5番	亀 沢 徳 明	6番	宮 地 葵 子
7番	矢 野 昭 三	8番	山 崎 正 男	9番	藤 本 岩 義
10番	明 神 照 男	11番	森 治 史	12番	宮 川 德 光
13番	池 内 弘 道	14番	濱 村 博	15番	下 村 勝 幸
16番	山 本 久 夫				

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壮
総 務 課 長	武 政 登	情 報 防 災 課 長	松 本 敏 郎
税 務 課 長	金 子 富 太	住 民 課 長	松 田 春 喜
健 康 福 祉 課 長	宮 川 茂 俊	農 業 振 興 課 長	野 並 誠 路
まちづくり課長	森 田 貞 男	産 業 推 進 室 長	森 下 昌 三
地 域 住 民 課 長	村 越 豊 年	海 洋 森 林 課 長	浜 田 仁 司
建 設 課 長	今 西 文 明	会 計 管 理 者	濱 田 啓
教 育 長	坂 本 勝	教 育 次 長	畠 地 和 也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 小 橋 和 彦

議 事 日 程 第 2 号

平成 25 年 6 月 12 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 請願第 24 号及び陳情第 25 号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 2 一般質問

議事の経過

平成25年6月12日

午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

会議を開く前に諸行事を行います。

5月臨時議会において、4月1日付で新規採用になった職員をご紹介したところですが、そのとき、2名の新規採用職員が公務のため欠席となっていました。そこで、欠席となっていました2名の新規採用職員の方から、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。

新規採用の2人、前へお願いします。

総務課長（武政 登君）

ただ今、議長からご紹介ありましたように、先の臨時議会で自己紹介をさせていただいたところですけども、この2名が研修で不在をしておりました。本日、貴重な時間をお借りして自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いします。

情報防災課南海地震対策係（西村享之君）

新規採用職員の西村享之です。情報防災課南海地震対策係に配属になりました。

出身は黒潮町出口です。

昨年まで民間の方で働いておりましたので、その経験を生かして頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

産業推進室商工観光係（徳弘芳貴君）

四万十市出身で、産業推進室の商工観光係に配属になりました徳弘芳貴と申します。

まだまだ至らないこともあるかと思いますが、少しでも早く仕事を覚えて黒潮町の発展に貢献できるよう頑張ってまいりたいと思いますので、これからよろしくお願い致します。

総務課長（武政 登君）

どうもありがとうございました。

議長（山本久夫君）

どうもありがとうございました。

一日も早く仕事に慣れ、町政発展のため頑張ってください。

暫時休憩します。

休憩 9時 02分

再開 9時 03分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで諸行事を終わります。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従って会議を進めますので、よろしくお願い致します。

税務課長から発言を求められております。

これを許します。

税務課長。

税務課長（金子富太君）

おはようございます。

6月10日の議案第10号、専決処分の承認を求めるについての質疑の際に、藤本議員から質問がありました国保税の滞納額について、答弁が平成24年度現年度分の未収金で答弁をしておりました。

質問は未収金全体のことでしたので、平成24年度現年度分と滞納繰越分を合わせた平成25年度への滞納繰越額6,491万329円に訂正をお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで税務課長の発言を終わります。

日程第1、請願第24号、伊与木川中洲広場への架橋建設に関する請願書について、および陳情第25号、核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書採択の陳情書についてを一括議題とします。

委員長報告を行います。

初めに、産業建設常任委員長、坂本あやさん。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

おはようございます。

産業建設常任委員会に付託されました、請願第24号、伊与木川中洲広場への架橋建設に関する請願書についての審査報告を致します。

この件については、去る6月11日13時30分、本庁舎を出発し、現地の視察を行いました。

現地では、委員全員と議長、本請願の紹介議員であられる西村将伸議員、請願者の方、今西建設課長にご参加をいただきました。

また、視察終了後の14時30分から15時20分まで佐賀支所の3階会議室におきまして、委員全員と議長、今西建設課長の同席を求め慎重に審査を行いました。

その結果、本請願につきましては、全会一致で採択すべきものと可決致しました。

採択を致しました理由をご報告致します。

この請願は、以前、坂折公園連絡橋建設促進に関する請願として、平成21年9月議会に提出されて不採択となった経緯がございます。

そのときの理由は、中洲に造られた公園に渡る連絡橋的なものは必要であるとした上で、流石等で埋没している坂折部落から公園に渡る飛び石工部分は22年度にかさ上げ工事が予定されており、工事が終われば飛び石工を使って渡ることができるようになること。

また、旧の佐賀町時代から計画されている道の駅構想の中で対岸にも連絡橋の計画があり、高額な建設費用が掛かるので、2つの橋の計画は考えにくいというものでございました。

さらに委員長報告の中で、22年度で整備される飛び石工部分が増水等によって流出した場合や、土砂による堆積を起こした場合には、請願の趣旨を尊重するために再検討の余地を残すべきであると付け加えられておりました。

今回提出されました請願の内容につきましては、道の駅建設用地も整備され、店舗の開設が具体化したことや、高規格道路の延伸により交流人口の増加が期待できる環境が整ったこと。また、この中洲には地域のイベントや祭りにも活用してきた場所でありましたけれども、近年では川の増水等で中洲へ渡ることができなくなっている、行事が行えない状況になっているという地域の切実な思いが込められておりました。

委員会では、この中洲が整備された当時のまちづくり交付金事業の経緯や、河川管理者との協議の内容を担

当課長からお伺い致しました。そして、皆さまのお手元にお配りしております整備当時の写真と、それから現状の写真がございます。

上から2枚につきましては、22年度に飛び石工をかさ上げした状況のころの写真というふうにお伺いしております。そして、あの2枚はですね、昨日、委員会で視察させていただきました坂折部落側の方から飛び石の部分を、小松議員が写っておりますが、この前に飛び石工部分が埋まっているという所でございます。長靴をはいて渡ろうと致しましたが、ちょっとそれは無理でございました。

また特に、今回視察したときには台風の関係等もありますし、それから雨季にも入っておりますので、水かさ等は増水はしておりましたけれども、地域の皆さまのお話を聞きますところ、年間を通じて、やっぱり水量が多く、この部分についてはなかなか渡ることができないというお話をございました。

それで、現状につきましては、そういうことでございます。

この件について委員からの意見としましては、せっかく公費を投じて整備した中洲の広場が利用できない状況になっていること。

それから、河川の自然環境が飛び石工を設置し、かさ上げ工事も行ったにもかかわらず、住民の皆さん利

用することができない状況となっていること。

水位が下がる時期でも、水力発電のフル稼働が余儀なくされている現状では、今後も飛び石工を利用することは難しいであろうということ。

それから、中洲に渡る方法としては、もう橋を架ける以外には解決の方法はないではないかという意見が出されました。

さらに町としては、中洲の整備を部落に委託しているということがございます。草刈り等を部落の方で請けていただいているようでございますが、この部落が請けて整備に行くにもですね、増水した川を渡って整備をしなければならない状況があり、橋がなければ管理を続けていくことにも無理が生じるのではないかという、以上のような理由で架橋建設の必要性は認められるというのが委員全体の意見でございました。

ただ、現状では地域住民だけではなく、道の駅を利用する観光客の憩いの場としての利活用や、環境を生かしたまちづくりの推進を図るために整備の必要があるということについては納得するところではございましたが、町の喫緊の課題と致しまして進められている防災対策や避難道の整備等が本町は急がれております。町単独の事業としての架橋建設工事の実施については、時期的にも財政的にも慎重な計画の中で進められなければならないということを委員の中からの意見としてまとめさせていただきました。

以上のような理由から、本請願採択後の架橋建設工事の実施については、新たな国、県等の補助事業の導入等を検討するなり、町内の事業計画の優先順位を勘案し対応していただきたいという結果になりましたことをご報告致します。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行ないます。

請願第24号、伊与木川中洲広場への架橋建設に関する請願書についての質疑はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

委員会の意見で、町は防災と県の課題を解決しなければならない状況にあるということですが、その防災といふのはどういう防災ということと。

それからもう1点は、下にあるように財政面を考慮し対応されたいという、まあ、これは委員会からの意見ですが。この橋を架ける場合の費用等については委員会等では出てきませんでしたか。

議長（山本久夫君）

委員長。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

まず、ご質問いただきました、私たちが考える防災というのは何かというご質問でございましたけれども。委員の中でもですね、喫緊の課題としてはやっぱり地震、津波に対する防災計画は進められているということで、費用的なものもそちらにもかなりの額が投じられるので、それと勘案しながらこの事業を進める必要があるのではないかという意見でございました。要は、地震や津波の今行っている減災に対する対策のことでございます。

それから、財政面のことについては、それと勘案してということでございますので、1点目と2点目は併せてご答弁させていただきます。

それから、橋に掛ける費用についてですけれども。委員会の中でもどれくらいの費用が掛かるのかというお話を出ましたけれども、以前この橋を計画したときにはそんなに簡単な費用ではないだろうということで、1億円ぐらいは掛かるのではないだろうかというようなご説明をいただきました。

ただ、今度の橋がですね、どのくらいの費用で造られるのかということについては検討は致しておりません。以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

防災、まあ説明いただいたがです。あの地震、津波ね。

あそこが避難場所にでもなれると、活用できるというようながであれば、その地震、津波の災害のときにいうことが理解できるのですが。

先にあこ駄目になるとこへ、どういう考えいかね、防災いうとこが、そこが。

議長（山本久夫君）

委員長。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

すいません。私の方の理解ができていなくて申し訳ありません。

防災という考え方については、中洲に対する防災対策ではなくて、町全体が行ってる、その津波や地震の対策のことでございまして、中洲の安全確保についてはご説明いただいた中では県の河川でございますので、中洲を利用するときに旧佐賀町でかなりの議論をされたということをお伺いしました。

中洲を使うということについては、県としても歓迎できるような事業ではないというようなことで、旧佐賀町の方で調整をしながら安全対策を施して中洲を使わせていただきたいというようなことで、現状、まちづくり交付金事業で整備が進められたという経緯をお伺いしているところでございます。

ですから、その中洲に防災対策を入れるというものではありません。失礼しました。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

1点だけ。どのような橋を架けられるというふうな構想なんでしょうか。

議長（山本久夫君）

委員長。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

地域の方から、特にこういう橋を造ってくれという具体的なご要望は私どもは承っておりません。

車が通る橋であるのか、人が通る橋であるのか、具体的にこういう橋をということではございませんでしたが、佐賀の道の駅がもう整備が進んでいますので、そこに来られた方々が道に降りて、それから護岸の所から中洲に渡れるようなものを造っていただきたいというのがお伺いしたご要望でございました。

橋の構造や、それから財源がどれくらい掛かるとかいうご要望は承っておりません。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

すいません、1点。ちょっと自分の方の考え方に入ってくるかもしれませんけど。

橋の場合に、まあ言うたら一定限、いわゆる道の駅に来た観光目的の方々を中洲へ誘導するための橋というように受け取れる分があると思うんですけど、日ごろの管理もありますけど。

その中で、今はまだ許可になるかどうかちょっと私も分かりかねますけど、レトロと言われてる沈下橋ですかね、こっちでは沈下橋と言いますけど。そういうような構想を持ってするいうような議論は、その橋を架けるときに沈下橋的な観光目的も兼ねて、そういうようなことが議論されたか否かをお伺い致します。

議長（山本久夫君）

委員長。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

すいません。先ほど宮川議員の答弁に答弁漏れがありました。すいません、ちょっと追加させてください。

地元の方からお伺いした内容の中にですね、その橋を使ってどのようなことをしたいかということはございました。それは交流人口の方が渡って、そこでくつろぐということもございましたが、お祭りのときにみこしをかけて渡れるような橋であってほしいというご意向はございました。

それから続きまして、今、森議員がご質問いただいた件ですけれども、その件につきましては執行部の方から説明がございました。この橋を造る経緯、まちづくり交付金事業ですね、この橋を整備をしようとしたときに検討したときには、沈下橋については県の方もなかなか認めいただけないということでございました。

それは、橋を造ることによってがれきがかかって橋が保てないというようなこともあったりしてですね、現状としてはこれから新しい、川に沈下橋を架けるということは難しいというお話をございました。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、総務常任委員長、森治史君。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

陳情第25号についての報告を致します。

これは6月10日、前の庁舎の方で全員参加の下に協議を致しました。お手元の方に頂いてるものは多少ありますので、部分的なあれで読ませていただきます。

日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書案としましては、2010年5月に不拡散条約を再検討会議が核兵器のない世界の平和と安全を達成するというような合意に達しておりました。それから3年になる今も、核兵器のない世界を達成する道筋はなお見えていない。米ロシア間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお1万9千発の核兵器が貯蔵配備され、新たな核兵器の動きが続いております。意図的であれ、偶発的なものであれ、核兵器が使われる危険は現実に存在しております。

この状態を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じてるように核兵器の使用は国際人道法原則規則に反するものであり、世界で唯一国民が核の惨禍を体験した日本には核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と思い責任があると。

それから、第2、第3の広島、長崎につながる危険性を放置することがないようにということで、これについてはこれから2015年の再検討会議に向かって、核兵器のない世界へ行動が直ちに開始されるよう第3回準備委員会はじめ、核軍縮、廃絶と安全保障にかかわる諸機関で日本政府が目標を分かれ合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の必要とその実現のために行動を提起するよう要望するという要望書がありました。

これにつきましては、皆さん陳情の趣旨に賛同され、委員会では全会一致で採択すべきものと決しました。

報告、以上です。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

陳情第25号、核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書採択の陳情書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで各常任委員長の報告および各常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、請願第24号、伊与木川中洲広場への架橋建設に関する請願書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで請願第24号の討論を終わります。

次に、陳情第25号、核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書採択の陳情書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第 25 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、請願第 24 号、伊与木川中洲広場への架橋建設に関する請願書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、請願第 24 号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 25 号、核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書採択の陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 25 号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

藤本岩義君。

9 番 (藤本岩義君)

おはようございます。

それでは議長の許可を得ましたので、通告に基づき質問を致します。

1 問目は震災対策でございます。

まず最初に、大津波に備えて国土交通省四国運輸局が開発をしていました津波対応型救命艇の試作艇が 3 月 12 日に高知市桟橋通 5 丁目の高知運輸支局前で公開され、現代版ノアの箱舟と言える救命艇を 6 月末まで同支局前に展示し、県民に出入りの方法や搭乗時の感覚を体感してもらおると思います。私も体験、搭乗したいと思い、5 月の 21 日に予約を入れ、運輸企画専門官に 3、40 分ほどの説明を受けました。これは、東日本大震災で多くの人が津波の犠牲になったことを受け、国交省の四国運輸局が昨年 2 月に開発に着手、試作艇は全長 8.4 メートル、幅と高さは 3 メートルで、最大 35 人が収容できます。重さは約 4 トンと伺っております。

強化プラスチック製で、船体は鋼板と分厚い緩衝剤で保護され、転覆してもすぐに元に戻る設計。東日本大震災級の秒速 10 メートルの津波。これは今うわさになっております、高校生の桐生君の走るスピードと同じぐらいだと思いますが、その津波に流されて構造物と衝突しても耐えられる強度を実現しています。四国運輸局は、この救命艇を民間の造船重機会社などで造れるように仕様書を近くまとめる予定だそうです。1 隻当たり、前に質問したときからいうたらだいぶ上がってますが、700 万程度で量産できると見込んでおるようです。また説明によると、配備条件に応じてオーダーができると伺いました。

同局や高知県は避難困難地域の福祉施設などで避難が間に合わない人たちの最後の選択肢の一つとして普及が進むことを想定されておるようですが、昨年 6 月議会でこのノアの箱舟、津波救命艇の導入に向けて質問し

ましたところ、救命艇など新たな手法、技術も排除の理論を用いず、積極的に検討すると答弁をしておりますが、その後、調査研究はしておりますでしょうか。

やはり、浮いて生き延びるためにというテーマでこの展示がされておりましたが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

おはようございます。

では、藤本議員の一般質問1番目でございますけれど、震災対策について通告書に基づきお答え致します。

まず1番目のご質問の、津波避難艇の調査研究はしているかというご質問にお答えしたいと思います。

津波避難艇につきましては、国土交通省四国地方運輸局が調査検討を進めておりまして、ただ今、藤本議員がおっしゃられたとおりでございます。

昨年10月17日に同局が主催する第3回津波対応型救命艇に関する検討会に出席して、調査検討内容、それから、今後のスケジュール等の確認をさせていただきました。

また、同局が昨年度に試作艇を完成させ、3月中旬から6月末日まで高知市桟橋通で一般公開しておりますので、担当者の視察を計画しておりますとございます。

さらに、民間業者の方でも独自の開発が進んでおりまして、今年2月5日にフロート式津波避難艇の視察をしております。

津波救命艇の長所と致しましては、避難人口に合わせて艇の大きさや数を変えることができ、どのような津波高が想定されても対応が可能なことです。ただ一方、短所としては、平時の利用が難しいことでございます。

高知県の津波避難計画策定指針の中では、導入に当たっては注意事項として、国が技術検討を行っているものをはじめ民間企業でも開発が進んでおり、それぞれに特徴があるため、導入に当たっては、収容人数や強度、漂流に対する対策等に対する対応状況を踏まえ、慎重に検討を行うことが望ましいとされております。なお、現在、国とか県において津波救命艇導入にかんする補助事業の制度はございません。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

まあ研究されておるようですが、もう既に3月には発表されておりますので、やはりもっと早うにですね、やはり見に行って研究する。積極的に検討するということですので、そういう形でやっぱり調査研究というのはきちっとせないかんと思いますし。それと何言いますかね、補助事業がないのであれば、どういう形で国や県へその補助対応について要望されてきたのか。やはり中身が知らないとですね、その要望もできないんじゃないかなと思いますし、どういう形で要望されてきたんでしょうね。

もう既にこの試作はできて、先ほども言いましたように、秒速10メートルの津波でも大丈夫だと言われておりますし、中身も私見てきましたら、警視庁あたりが、何言いますかね、機動隊あたりが盾に使うあの透明の強化プラスチックいうんですかね、そういうものを使わせておってですね、鋭角の物が流れよう途中にあつたとしてもですね、それを跳ね返せる実験を相当されておるようです。厚さも非常に厚くてですね、非常に丈夫にできていますし、揺れとか防ぐためにですね、船の底の方にはひだが付いてですね、揺れも船酔いを防ぐものを造っておるとかですね、いろいろ改良されておりますし、まあ町村のオーダーも利くようですので、やはりどれぐらいのものが欲しいとか、こういう方法もあるんじゃないとかとか、いろいろこう研究をしていくという

ことは大事だろうと思うんですが。やはりその研究したことをですね、早く国や県の方に補助ができるように、町の方がそれが必要と感じたらですね、早く補助がもらえるような方向でですね、費用が見てもらえるような方向でやっぱり検討も含めていかないかんと思いますが、その付近は國の方らには要望しておるんですかね。

國の方もその、この間も聞きましたら、やはり町村やそんな所からやはり補助事業についても要望があればいろんな方法が考えられるんじやないかというような話も伺っておりましたので、やはり町村の付近からやっぱり必要性を感じたらですね、やはりそういう要求もしていくと。ほんで、必要性を感じるか感じんかは、その調査研究に懸かっておるんじやないかなと思っておりますが、いかがですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

救命艇の技術等の調査研究ということでございますけれど。

こういう施設に対しての専門的な、あるいは技術的な調査研究というのはですね市町村レベルでは非常に困難ですし、人材もございませんので、国等の研究される情報、あるいは国だけでなく民間企業も参入して開発を進めておりますので、さまざまな情報をですねとらえながら、将来の防災対策に組み込んでいきたいと考えておるとこでございます。

それから、国、県へどのように要望してきたかというご質問でございますけれど。当然この要望等、こちらから要望と申しますか、運輸局の方からむしろ町に直接おいでて、この避難艇のPRをですね町長自ら聞いてきた機会もございます。それで当然、國の方にもあらゆる避難の選択肢を排除しない町の立場としてもですね、これからも続けて要望は機会あるごとにですね、運輸局と一緒に挙げていきたいと思っております。

当然、人の命を救う防災対策、できるだけ多くの手段を使っていきたいと思いますけれど。まず優先順位として、町としてはやはり避難道、避難広場の整備、避難空間の方を、タワーとかですね。そういうところをまず優先して進めておりますので、まあ、この避難艇につきましても今後調査研究しながら、導入について検討を進めていきたいと思っておるとこでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

再度聞かせてもらいたいがですが。

あの2人、町の方に来ておったときにはもう当然、その補助とか、そういう国の援助とか、そういうことについては要望されてるんですね。その付近ももう一度お伺いしたいですが。

町長の方はいろんな形で防災に対しての対策について、要望や要求を國の方にも事あるごとにやっていただいておることは承知してますが。その中で、この救命艇の付近の話もですね、前もってその国交省あたりから説明に来られておったことを踏まえてですね、事あるごとにやはり言うていきよらんと、なかなか切実な思いというのは伝わっていかないと思うんですが、その付近は機会あるときにですね発言はされておるんですかね。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまで相当数、國の方へ防災の要望を挙げてまいりましたけれども、この避難艇にかんして個別に要望を挙げたという記憶はございません。まず挙げていないと思います。

現段階でもですね、製品が完成したという段階でございますけれども。まず、防災施設ですのでなかなか現場での実証実験が難しいというのもあるんですけれども、単なる強度とかそういうことではなくてですね、導入に当たって一番問題なのはやはり住民心理であったり、あるいは地域全体の避難行動計画の中でこの避難艇がどう位置付けられるのか。これが一番重要なものでございます。

現在、ご存じのとおり避難カルテの整備を進めてございまして、住民の皆さんの避難手法の意向が挙がってくるようになってございます。それらを総合的に勘案しながら、この救命艇を入れるかどうかなど、こういう作業をしてまいりたいと思います。

それから、国への補助制度等々の新設の要望でございますけれども。当然、議員が言われるように選択肢として排除しないわけでございますから、導入するということになれば少しでも有利に導入したいと思いますので、これからまた積極的に活動させていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、いろんな機会を持ってですね、そういう要望というのはどんどんやっていくべきだと思いますし。ただ、先ほど町長が言いりましたように、中身があんまり分かってないとですね、住民の人が今意見を聞いていきようときですので、住民の方も多分避難艇分かってないんだろうと思うんですよ。その付近を知るためににはですね、やはりそこへ参加しておるサポーター言いますか、そういう方が行っておられると思うんですが、その方たちにもやはり研修をしてもうちょっと。知識はある程度、今の情報提供されておる部分のですね知識ぐらいはやっぱり知ってないと、住民とその地域で避難の、その何言うか、班単位の計画をしていく上にもですね、知らないものをそこでアドバイスもできませんし、そういう資料提供もできないんじゃないかなと思うんですよ。やはりそれはやっぱり対策として積極的に排除せんずくにやっていくのであればですね、それぐらいはまたできるんじゃないかなと思いますが。

これはまあ課長の方でできることだろうと思うんですけど、そういう方法はできるんですかね。やはり見ていただくということは大事なことだろうと思うんですが。まあ後の質問にも出てきますけど、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

ただ今行ってるワークショップ、避難カルテの作成、それから津波の脅威とか揺れの対策。防災対策にはさまざまな課題があることは議員もご存じと思うんですけど、その課題のどこの内容を持ってプログラムを立てるか。このワークショップについては年間300回ぐらいやるわけですけど、かちっとしたプログラムを決めておりまして、その中でプログラムの一端にですね避難艇まで入れるような計画は今しておりません。

だけど今後、後のご質問も出ろうかと思いますけれど、まあ機会が得られる、あるいは住民からそういうふうなご質問をたくさんいただけようしたら、さまざまなイベントとかを通じて、資料もできるだけ詳しく、住民に分かりやすい資料を提供してですね、情報提供を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

今言いよったですね、住民の方から要望があれば情報提供していくがじゃなくて、やはり、これもある、あ

れもあるという情報はですね早めにやはり住民に提供すべきじやと思います。住民から要望があったからその情報提供じやなくてですね、避難艇なんていうのは、もう本当特殊なもんで、先ほど町長も言いよったように特殊なもんについてはですね、やはり中身をやっぱりそこにアドバイスする方たちがある程度知つておくといふのは、こんな方法も今呼ばれていますよというぐらいの資料は提供した上で、今度住民から要望があればもっと詳しいことをやっていくということが大事だと思うんですが。

住民から挙がってくるいうても、住民の方にそういう知識とかそういうものがなければですね、なかなか挙がってきませんよ。それを提供を与えた上でですね、それは選択肢は住民の方がしていただくということは大事だろうと思うんですけども。

やっぱり積極的にそういうものは、資料というかそういうものは与えていくべきじやと思うがですが、それはどうですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ぜひですね、全体的なところでご理解をいただきたいと思うんですけれども。

現在、情報防災課が持っております南海地震対策業務が非常に多岐にわたってございまして、またハード整備を伴うことから、議員もご存じのとおり28年度程度までの防災の整備計画をご提示させていただきました。年間70本程度の避難道を、これを用地の交渉をし、そして設計をし、発注をし、管理をしていくわけでございます。これだけでも相当の事業ボリュームになってございます。

併せて、新たな業務の分野が増えるということになりますと、そこもたださらっと流すわけにはいきませんので、しっかりととした調査研究が必要になってこようかと思います。そうなりますと、今の人員では到底無理でございます。これを推し進めていくと、結局のところ精度が非常に低いような検討結果になったりですね、あとこの後、議員からのご質問にもありますようにメンタルヘルスとかですね、そのへんのこと絡んでくる問題でございます。

今は、これまで繰り返し答弁申し上げてまいりましたように、避難道であったりとか避難場所、避難タワーという、そういった避難空間の整備をまず優先させていただきたいと。そしてそれがペースに乗れば、しっかりと他の手法についても精度が高い検討をさせていただきたいと思ってございます。

ぜひ、現在の町の置かれているその人員配置であるとか体制であるとか、そして抱えてる業務量。こういったものを総合的に勘案していただきながらご理解いただければと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

忙しいことは私も承知します。時々役場の方にもお伺いさせてもらいますし、そのことは分かってますが、やはり情報提供のできる範疇（はんちゅう）ぐらいのことはですね、細かいところまでせよというわけではなくて、こういう方法も呼ばれていますよとぐらいいの資料やこんなパンフありますんで、その付近はですね、やっぱり話題になってくるような方法も必要やないかと思います。

その付近はそれほど労力は掛かるわけではありませんので、やっぱりその付近も方法として。避難の方法としてはこういうことも考えられておる。シェルターもこの東の方ではもう既に工事するようですが、その付近も含めてですね、这种方法も考えられてますよというぐらいのことはですね、やはり住民の方に情報提供していくという方法はあるんじゃないかと思いますので、検討をしてください。

これはまあ浮いて生き延びるためにというテーマで、国の方もそういう形で避難艇を造っておるようですので、ぜひその合言葉じゃないですけども、浮いて生き延びるためにそういうことも検討されておるということは情報提供として話していただくということをお願いします。

続いて、これ全部まとめてしまうと思いよったがですけど、事務局の方が番号を変えられましたので。

先月5月10日の高知新聞には、津波救命艇、関心がない自治体が6割とありました、黒潮町はどんな回答をされておるかお伺いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では次に、藤本議員の震災対策について2番目のご質問でございますけれど、津波救命艇の関心についてのアンケートのご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられたとおり、5月10日の高知新聞にはですね、津波避難艇の導入に市町村の63.9パーセントが関心がないとされて掲載されました。そこで、国土交通省四国地方運輸局に問い合わせをしたわけだけれど、国土交通省四国地方運輸局の5月1日付記者発表資料によりますと、アンケート調査においては、東南海地震や南海地震、あるいは東海、東南海、南海地震の3連動地震などによる津波の影響を受ける可能性が高い自治体の約63パーセント以上が、津波救命艇の導入に関心があるとしております。

国土交通省四国地方運輸局にこのことを確認しましたところ、南海トラフ沿いで発生する地震、津波の影響が少ない市町村にも同様のアンケート調査を実施しており、総数におきましては全市町村を含めると関心があるが3割、そして太平洋側などの影響が多いと考える市町村、黒潮町なんかに入るわけですけれど。においては、関心があるというのが6割とのことでございました。

なお、黒潮町のアンケートの回答におきましは、関心があると回答させていただいております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

まあ、関心があるというて回答していただいたので、ひとつ安心しました。

非常に、関心ないいうが6割というて高知新聞に載りましたので、もしかしてとは思っておりましたけども、まあそんなことがなかったようで、そのことについては良かったと思いますが。まあ関心があればですね、今先ほど1問目に質問したようなことも含めてですね、隨時関心を持っていただきたいと思います。

それでは、3番目。

この船はですね、国内には現在のところ2隻しかございません。現在こういうようにしよう試作艇と、それからIHIというんですか、株式会社の所に1隻あるようです。まあ試乗というか、陸上で試乗ですけどもできるのは、展示できるのは1隻のようです。これは先ほど課長も言いましたように、6月末でこの展示が終わります。この間、5月に行ったときにですねこの専門官の方に聞きましたら、6月以降の予定はどこが決まってますかいうて言うたら、まだそういう話は私の方は聞いてないと。ほんで、町村に展示できないだろうかという話もさせてもらいましたが、その付近については町村から要望があったときに検討したいというふうな話をちらつと聞きました。公式ではありませんが。

それですね、津波高34.4メートルの黒潮町でございますので、防災関係者や避難困難区域等、住民の方にもですね、やはり体験してもらうということは非常に、ああ、こんな避難の方法もあるんだなあということも

大事ではないかなと思いますが、その付近は考えられませんでしょうかね。

NHK の四国羅針盤や情報いちばんでも放送されましたように、万行地区ではですね、いろんな避難行動のシミュレーションをしてもですね、まだ2、30人の方が津波に遭遇すると言われておりました。これと同じような所ですね、町内には何カ所もあると思います。同局や高知県が言われておりますように、避難困難地域や福祉施設などで避難が間に合わない人たちの最後の選択肢の一つというところですので、ぜひその付近も併せて住民の方に見ていただくということも先ほど言いよったPRの一つではないかなと思いますし。情報防災課の職員のあたりも見てない方も、担当者がそのものが見てないいうことも聞いてました。見てなくてですね、いろんなことをやっぱりできませんので、最低これにやはり搭乗するなり体験をしていくということは大事だらうと思いますので。高知まで行く機会がなければですね、こちらに逆に持ってきて展示をできないものだらうかとか、その付近は交渉できるのではないかなと思いますが、いかがでしょうかね。

特に、ケーブルテレビでもちらっと佐賀の保育所の所長の話も出てましたが、小さい子どもらでは非常に避難が難しいと言われてましたが、やはりこの保育士あたりもですね、この船に載っていただいて、意見などを聞いておくということも大事ではないかなと。

一番最初に言いましたようにオーダーができるようして、この間、私見せていただいたのは標準タイプでしたので、大人とちょっと小さい子どもたちが乗れるようにヘッドレスト、この縁にある枠などは常時調整できる型でした。それを乳幼児用とか保育所用にはすぐに改造できると、簡単にできるという話も伺ってますが、これを 34.4 メートルの黒潮町ということで一番最初に町村展示をお願いできんかな。そうしないとたった 1 隻しかありませんので、他へ行ったらしばらく、もしそういうことが可能だととしてももんてこないんじゃないかなだと思いますが、その付近は考えたことありますか。それとも考えるゆとりはないですかね。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の3番目の質問、黒潮町で搭乗体験ができないかというご質問についてお答えしたいと思います。

藤本議員が既に5月に高知の方へ行ってお話をしていたてるようでございますけれど、現在のところ搭乗体験の実施計画は持っておりません。ところが、やはり藤本議員おっしゃられたとおり、やはり体験するというのは大事だと思います。今後、年間に防災イベント等がたくさんあるわけでございますけれど、そういうイベントに合わせてこちらに持ってきていただいて、多くの住民の方が体験乗艇ができるものができないものか、所有者を含めて関係者と協議をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

イベント等で計画するというのは確かに大事なことです。大事なことですが、私言いようのはですね、先ほどなぜ、いうたら2隻しかないというお話をしたかといえば、これが東南海の部分ではかへ出でていきますと、そこからまた運んでくるのにですね相当経費が掛かると思うんですよ。

現在、先ほども言いました約4トンぐらいですので、それプラス、その船に乗るその踏み台といいますか、そういうものがあるんですが。それも含めても高知からここへ運んでくるのであれば、それほど経費は掛からないと思うんですけど。よその県外や四国外へまた行きますと、ここへそのイベントのときに運んでくるとい

うのがですね非常に大変な作業になるという話を、その同局というか支局の方でも伺ってます。よそへ行ったら相当経費が掛かるんじゃないかなと。ほんで、そうなってくると運輸局の方で処理するというのは難しなつてくると。まあ今のところ6月末に入ってないという、今は入ってるかどうか分からんですが、この議会が終わった後ぐらいにですね話をすれば、ある程度よそが入ってなければですね、早い者勝ちじゃないんですけど、そういう形でここでしばらくの間でも展示していただいたら非常に経費も少なくて済むんじゃないかと思うんですが。

イベントのときにやるとなると、全国1つしかないものをよそから持ってくるとなると、その経費をまたどう見るのか。国が見てくれりや別ですけど、なかなか近くじやつたらそれは見てくれたとしても、遠くからここまでわざわざ運んでくるとなつてくると大変なことだろうと思うんですよ。だから、今がチャンスではないかなと思うてますが、そういうことは考えてませんか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

当然、相手にお願いしなければならないことでございますので、こちらに経費が発生せず、お持ちの方が持ってきててくれるようであればですね、いつでもこちらは結構でございますけれど。

そのへんも含めて、先ほどイベントに合わせてと申しましたけれど、イベントに合わせるということはこちらの主体的な計画の中でというふうな意味でございまして、相手の労力で、相手の費用で持ってきていただける交渉が成立するものであればですね、その連絡調整は今すぐにでもしていきたいと思います。

それも含めて、イベントも含めて検討するというふうにご理解いただければと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

検討することは結構ですが、このことについては期限が6月末まではあこにおるということは間違いないがですけど、そこから先が分かりませんので、もし検討するのであればですね、まあそこら付近交渉して、運輸局の方がやってくれるのかいうことも踏まえてですね。

もし、よそへ行って、これはそういうことはできんと、町村独自で運んでくださいといえばですね運搬車も要りますし、それをよそから運んでくるとなつてくるとなかなか大変だらうと。経費もよけ掛かるようになります。もし、今のところ、その国交省の方がこちらのまで協力ができないということで、町村がやればできるということであれば、高知にあるときにやればですね、経費的にも町村の負担も少なくて済みますので、その付近はまあ交渉だらうと思うんですが。

先ほど言いよつたようにイベントのときによそへ行ってのを運んでくると、こちらが運ばないかんいうたら頭からもうできることになりますので、話をするのであれば、議会が終わったらすぐにでも話してみるということが大事だらうと思うんですが、その付近はされますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

先ほどの私の言い方がよく伝わらなかつたかもしれませんけれど、相手への連絡して、そういうことが可能かどうか。6月いっぱいはあちらのイベントの方でやられてるようですので。

当然、町としてはこれを、今議員が言つたようなことを、特別な費用が発生する条件であれば予算がござ

いませんので、そのへんも踏まえて運輸局の方とですね、そういうふうな、議員が言われたような貸し出しが可能かどうか、そういう連絡はすぐでも取ってみたいと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひ、その付近はやってください。

それと、できればですね、その付近が可能かはどうかちょっと私の方も分からんがですけど、もしできないとしてもですね、できてもですね、できれば少のうても管理職あたり、あるいは消防団の幹部の方らあたりですね、一度その高知にあるがを見ていただくということも大事ではなかろうかと思いますので、その付近であれば比較的、まあバス1台出して、まあ経費も要るかも分からんですが、それに見に行くと。希望の方はね、見に行くという方法もあります。それらも含めてですね検討していただきたいと思いますが。

情報防災課の職員は何名見られます。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

2名だと思ってます。

係長と係の2名が見てます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

この間ちょっと聞きましたら、その造る前のは見ておると、改裝前の。けど、改裝後のがは見てないという話を聞いておりましたので、だから再度確認をしたがですよ。

その付近も含めてですね、もう一度職員の方に見ていただく。まあ高知へ出張のときに時間的ゆとりがあれば見ていただく方法もあろうし、その付近らも併せて、総務課の付近と併せてですね検討していただいたらできる部分もあると思うんですよ。

できるだけ多くの方に見ていただくということは大事ですが、まあ総務課あたりと出張の付近も含めてですね、今後対応していただけますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

先ほど答弁でも申したと思うんですけど、会期中に視察はしていきたいと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

それでは、次の問題に移ります。

職場の環境対策についてということです。

先ほど町長も言いりましたように、防災事業や補正予算の繰り越しで事業量は相当多くなっておると思います。通年より。そんなときに時間外も当然増えてくると思うんですが、職員の時間外の実態はどのようになっておりますでしょうか。

また、聞くところによると、あまりにも時間外が多いので、職員の方が遠慮しながらサービス残業しておるということも聞いております。その実態はどのように把握されておりますでしょうかね。

労働安全衛生法によっての心臓疾患の発病を予防するために、長時間にわたる労働により疲労蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導することを義務付けられておると思います。黒潮町でも月間残業 100 時間で医師の面接指導、過重労働者面談が必要ではなかったかと思いますが、そういう方はおられますでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、藤本議員の2番目の職場の環境対策について、(1) の職員の時間外の実態をどのように把握しているかということについてお答えを致します。

職員の時間外勤務につきましては、まず時間的なことと、それから職務の実態、その2つに区分されようかとございます。

まず、時間外については、所属長の命令を受けて勤務した後の処理は行政人事係の方で時間外手当の計算をする中で時間等の把握はできてございます。

職務の実態については、所属の管理職等が把握することになりますので、直接的な実態は各管理職に委ねられているところでございます。

そして、月 100 時間を超える者ということの実態ですけれども、平成 24 年度の実績で見ますと、税務課で 4 月に 5 名、5 月に 2 名。そして、選挙管理委員会事務局で 12 月に 1 名が、それぞれ 100 時間を超えてございます。

それから、サービス残業というお話が出てまいりました。

サービス残業という行為は本来、営利を目的とする企業が職員に無理強いをするような形でよく使われるケースがございます。一方、自治体の職員におかれましては、まあ他の職員に気兼ねをして終業時間を過ぎても職場に残って職務を執っている。まあ、ほとんどが気兼ねのような状態ではないかと、そのように思うところでございます。

ただ、サービス残業という言葉の意味からして、やらされているというふうな認識であれば、これはちょっと問題があるところでございまして、私ども自治体職員は地域の住民の方々の福祉の向上のために職務に専念しているという自負がございます。その一方で、早うせないかん早うせないかんという住民の声も日増しに多くなっているのも周知の事実でございます。そういったことが職員一人一人重荷になって、どうしても終業時間を見てやらざるを得ない実態もあろうかとございます。

管理職で組織する執行機関会議等でそのへんの実態も調査して、あらためてしかるべき対策を取ってまいりたいと思います。これからまだ防災対策も多く残されてございまして、職員の健康管理、そして職場の管理にも徹底を図ってまいりたいと思いますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

先ほどちらっと聞いたと思うんですが、医師の面接指導といいますか、これは確か義務付けられちよ うと思うんですけど、この付近はどんなになつてます。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えが足りなくて、すいませんでした。

医師の面接指導ということでございますけれど、現在1名、職員が休職中でございまして、その者が医師の診断等を受けてございます。直接的に行行政人事係等でかかわっていることをやっておりませず、実態の把握が遅れているようにも感じますので、そのへんも含めて管理職等の会議で徹底を諮ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

私が先ほど聞いたのはですね、この100時間を超える職員で、超えた場合には、まあ医師の指導が、面接指導というか、その付近は必要やないかということ聞いたわけで、その方たちに対してそういうことをされたんですかね。

けど、休んでおるという方、この100時間のやった方が休んでおられるんですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

休職している職員は時間外ばかりではなくて、職場のその他の環境で休暇を取っているというのが実態でございます。時間外で休暇を取ってるという実態はいまだございません。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

いや、先ほど、妙に話がかみ合わんがやけど。

100時間を超える方に医師の面接指導が義務付けられてると思うんですが、そういうことはしましたかと言つてる。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

100時間を超える職員に対しての医師の面接指導ということは実施致しておりません。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

先ほども言いましたようにですね、100時間を超えてきますと、やはり脳の疾患や心臓疾患が多くなるというのは統計的に出てきておるようでして、そのため法が一部改正されてですね、100時間、まあ80時間以上ぐらいからその話も出てきておるようですが。月間残業が100時間を超した場合には、やはりそういう健康チェックをしなさいということが事業者に義務付けられておると思うんですが、この付近はやっぱり認識していくだけで、その付近を今後対応していくという考えはあるんでしょうかね。

それから、先ほど言いよったように、各課長じゃないと、そのサービス残業といいますか分からないということですので。それでは全課長に聞きますが、その付近はどうなってますか。実質的に時間外の命令をしてないのに、遅くまで業務をやっておると。そのまま放置されておるんですかね。

各課長にお伺いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

すいません。それでは総務課からお答えをさせていただきます。

総務課では、現在、行政人事係で時間外を多く取らなければならない状況がございまして。それと、総務係が避難道、避難対策の工事の発注で時間外を取ってやっている状況にございます。

そういうところでございます。

（藤本議員から「時間外勤務にされてない実態」という発言あり）

失礼しました。

サービス残業というふうな認識はございません。

させているというふうな認識は持ってございません。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

答弁の途中ですが、サービス残業をやらせておる認識はなくとも、職員が業務を時間外の命令を受けずにしゆう実態があるかどうかを知りたいがですよ。

本来、その総務は総括的にそのことを承知せないかん。各課長から聞いておかなくてはならないと思うんですよ。特に通告もしておりますので、その付近は各課長から聞いておられるんじゃないかなと思ってるんですが、それが分からんとすればですね、各課長にそういう時間外の勤務命令以外に業務をしゆう実態があるかどうかを管理職がやっぱり把握しちよかんと、後の後段のことにならんがですよ。

その付近はどうですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

すいませんでした。

この質問をいただいてから、そのような対処を取るべく答弁を構えておりましたので、いまだ調査に至ってございません。

しかるべきときに管理職の会議で実態を調査して、お答えをしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

はい。そしたらもう全員に聞くことはやめますが。

やはりですね、この付近はやっぱり注意をしておかないと、一覧に時間外の集計でいくと、年間あれですかね、24年度は1万時間、選挙のがをはじめたら1万2千時間の時間外がされておるようです。

それから、先ほど言うた 100 時間超す方も何人かおられるようであるんですが。その上に、その命令簿に載ってなくて、遠慮しながら時間外も書かないはずにやっておられる職員も含めたらですね、相当な時間になると思うんですよ。

それともう 1 つはですね、この時間外勤務命令簿に記載されてない職員が残ってですね仕事をしておるというのは課にも問題があると思うんですよ。まあ今、コンピューターのセキュリティーの問題とかいろいろあると思うんですが、そこを触っておるわけでして。住民のいろんな情報やそんなものを入ったところを触っておるわけでして。そのことが記録にも全く残らないということになりますよね。電気も当然使うてやりゆう、エアコンの使うてやりゆうことになりますよ。勤務でない者が、そしたらそういうことしゆういうことになりますので、この付近はきっとやっぱり整理すべきじゃないかなと思うんですが。管理上も絶対問題なると思うんです。後になって、何ヵ月かして、そのときに勤務しようとした者は時間外の命令受けちゅう者だけしか記録に残らんがですよね。もし、いろんな故障があったり、いろんなことがあったりしても。あるいは、今後そのいろんな具合が悪いなったとかいうときもですね、そのことは記録に残らないから分からんがですよね。職員を守ることにもならないと思うんですよ。

やはりその付近は課長がですね、やはり管理をしていきながら、職員の健康も管理しながらやっていくということは絶対必要なんですよ。その残ってサービス残業というが嫌であれば、残ってやられゆう方がずうっと続けてそういうことがありゆうとすればですよ、それはきっと記録に残すべきじやと思うがです。

その付近は今度の検討していくということですので検討をして、きっと対応されますか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

藤本議員も私たちの職場環境のことをおもんばかってのご質問だと思います。

職員が健康で仕事ができる環境でないと、住民サービスの向上もできないわけでございます。管理職においてもそのへんも徹底して管理しながら、対処してまいりたいと思います。

そして、記録に残すということも大切でございます。いいアドバイスをいただきましたので、また執行機関会議で調整をしながら、より良い職場をつくってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ぜひ、その付近はですね、課長がやっぱり把握しておくべきですので、そのことを知っちゃってね、やっぱり黙認しゆうというのはね、問題があると思うんですよ。

職場の改善のためには課長がそういうことをしゆうことを知っちゃって放置しておる、黙認しておる。ああ、やってもうたら仕事は進んでいくと、単純にそういう考え方でおられるとですね、いろんなところに問題が出てきますので、ぜひ全課長はやはりその付近も考えていただきながら今度の執行機関に臨んでいただいて、問題点を洗い出してほしいと思います。

命令しちょらざったら残業代払う必要はないという考え方になってくると思うんですが、私は命令してなくともその事実があればですね、やっぱり残業代払うこと必要であると思うんです。

何年か前に JA さんかね、そこで随分問題になって大騒動したことも知っていますが、そんなことにならないよ

うに、ぜひ対応をしてください。

続いて、メンタルヘルスといいますか、心の健康の管理はどのようにになっているかというところです。

近年、どの職場でもストレス対策等にメンタルヘルスの管理が言われておりますが、黒潮町ではどのようになっているのでしょうか。黒潮町の職員安全衛生管理規程第9条の安全衛生委員会で、メンタルヘルスのためにカウンセラーとか専門医を2、3名委嘱して、職員が気軽に相談できるような体制をつくるべきと過去に提案があったと思います。その体制はどのようになっているのでしょうか。また、健康を保つための研修は積極的に開催しているのでしょうか。

少ない人員、マンパワー不足で頑張っておられる職員が健康であるということは町政にとって最も重要なことだと思います。特に今、非常に忙しいとこをやってますので、細心の注意を払いながら健康で頑張っていただくということは大事なことと思うんですが、どうでしょうかね。

それと、黒潮町の職員安全衛生管理規程第7条の衛生管理資格者は黒潮町の職員の中におられると思うんですが、何名おられますか。1級、2級あると思うんですが。その方たちに、まあ通常2名ぐらいをその委員会にははめておるようですが、それ以外にサブ的にですね、その資格を持っている方にはやはり相談をしてですね対応していただくことも大事ではなかろうかと思いますが、どうですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは藤本議員の2番目の、メンタルヘルス、これらの健康管理はどのようにされてるかということについてお答えを致します。

メンタルヘルスの管理についてでございますけれども、先ほど時間外勤務のことを一つ取ってみましても、その勤務が片寄っていることにもかんがみますと、この問題は黒潮町のみならず、全国の地方公共団体で同じ問題を抱えているということは容易に想像がつきまして、現に幡多郡内の自治体の人事担当職員で構成する協議会でも、このようなメンタルヘルスの課題が継続的なこととして取り上げてあります、現在その協議会で事務局体制を取って、適切なアドバイスをいただける組織、そして団体の開拓を行っているところでございます。

ただ、構成する自治体での現状をお伺いすれば、このような団体にご相談を持ち掛けるような状態になってしまふともう手遅れになるようなことも懸念されるというお話を聞いてございます。こうしたこともございまして、やはり職場内での声掛けといったことが大切なことにならうかと思います。

黒潮町役場の中にも、議員のおっしゃる労働環境を調査する職員安全衛生委員会を組織してございまして、職員の健康管理等、現場を巡回する中でお話を聞いているところでございます。

先ほど、衛生管理委員会の資格のことをご質問ございましたけれども、ただ今、資料を持ち合せておりませんので、後ほどご答弁をさせていただくことでご容赦をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

要は、まだそういう提案をしてから何年にもなるけど、現在まだそういう方を、カウンセラーや専門医付近をですね委嘱したりしてないということですよね。それを幡多郡というか幡多管内で共同でやるということですかね。再度それを確認したいと思いますが。

まあ私はどんな方法でもいいと思うんですが、そういう重症にならないまでに気軽に相談できる。例えば、近くであつたらやっぱり行きにくいところもあればですね、高知市付近にまあ相談できる所を1つぐらい構えておくとかですね、駆け込み寺じゃないですけども、本当ちょっと心配なときに行ってもらうとか、友達に相談したときに一緒に行ってもらえるような環境づくりも大事ですし、そういう所を構えておくということは大事だろうと思うんですよ。やはりそのことを気軽に行けるようにするためにには、町がそういう体制を構えておかないとなかなか行きにくい。先ほど課長が言わされたように、重くなつてから行ってもですね、なかなか大変ながですよ。

ほんと、よくメンタルヘルスケアいう話も出てきますけど、これはやっぱり病院前という考え方があるんですね。病院の中に入つてすればまた別の問題になつてきますけど、病院前をどうやって防ぐかということです。やっぱりその、これっぽあほんと職員を、町長も先ほど言いよつたように大変な仕事をやっておられるときですね、やっぱりこの車だつてそうですね。ごんごんごんごん、小さい車でごんごん乗らしゆうときには相当疲労も来ますので、点検もですね近くのスタンドででも契約してしまつちゅう見らしよらなあですね、ガタ来ますよ。やっぱりそういう、ここのスタンドに話しちゅうから、オイルとかそんなもんも点検してもらつてくれといつぐらいのことを、私言いゆうのはそういうことながですよ。どうもその付近が、職員にごんごん働け、マンパワー不足でもやれといつることもいいんですけど、そこの付近の対応をやっぱりしてないと大変になるかなと思うてます。

毎年3月の20日までには健康管理計画というのを町長に出さないかんことになつてますが、今年は出してますかね。いかがですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

先ほどのご質問の中で研修のことが問つれていたかと思います。

職員のいろんな研修、メンタルヘルスもそうですけれども、一定、研修のご案内が来たら全職員に情報を流して、希望を取つてやってございます。

それから、健康管理計画のことでございますけれども、これも申し訳ございません。私の方で掌握してございませんので、調査してまたお答えをしたいと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

この健康管理計画はですね、総務課の所管ですよね。

黒潮町の職員安全衛生管理規程の第10条に総括安全衛生管理者、つまり副町長なんですが。副町長は毎年3月20日までに、翌事業年度における健康管理計画を策定し、町長に提出しなければならないという規程の中に書いちゅうがですけど、やつちよつたら覚えちゅうと思うんですけど、やつてないということですかね。

やっぱりそれぐらいそのいろんな面でおろそかになつちゅうところがあるがじやないかと。ざあっと行きゆうといつうか。もう少しきめ細かい、その働くことはもう結構ですが、やっぱりそういうところも大事にしてほしいんですよ。

検診の未受診者はどれぐらいおるんですかね、普通の一般検診のがもね。この付近の対策も、黒潮町には町営の拳の川診療所もありますので、どうしても受けてない方はですね、そことタイアップしてそこに検診を、その日行けば2回ぱあに分けてもですね連れていくといつぐらいの受診をしてもらうといつことも大事

だと思うんですが、もうその数値も多分把握しちゅうかどうか分からんですけど。やっぱりそういう対応が必要なんですね。

まあ一番問題は、先ほども言いよったようにメンタルヘルスケア、病院前。それと後の方で、職場復帰が一番難しいときにどう対応するかというのをやっていかないかんにもかかわらず、この職員安全管理規程が十分機能しよらんということになってくると思いますので、もうちょっと町長、この付近はきっと副町長がこれの総括責任者ですけど。

どうですか、副町長の方が答えますか。きっと今後やっていきますか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

お答えします。

職員の健康管理につきましては非常に大事なことでございますので、これまでもそういう方向でですね努めてきたというふうには考えておりますけれども、藤本議員が言われるように、すべてはできない部分もございますので、これからはまたきめ細かにですね対応してまいりたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、仕事にうんとはっぱ掛けていただくことも結構です。その代わり、後ろではきっとこうフォローしていくという体制は町長ね、大事なことだと思いますので、ぜひお願いします。

ほんで、これはもう答弁要りませんが、あの職員研修の中にですねメンタルヘルスにかんする項目も多分やりゆうとは思うんですけど、その付近も充実していただくとか。それから、職員検診の中にですね、この心の健康の部分の検診もはめればですね、はめていただきたいなと思っておりますので、今後検討をしていただきたいと思います。

続いて3番目ですが、そういう今までのことも含めてですね、50人から3,000人まで、法がちょっと改正されまして、事業所には1名の産業医を置くということになってると思いますが、委嘱されておりますかね。

旧佐賀町ではですね、疋田先生が産業医の資格も持っていましたので委嘱しておりましたが、疋田先生辞めましたので、その後どんなになっておるかなあと。まだこれも放置されておりますか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政登君）

藤本議員のカッコ3、産業医は選任されているかということについてお答えを致します。

事業場の規模に応じて産業医を選任して、労働者の健康管理を行わさせなければなりませんと労働安全衛生法に規程されてございまして、黒潮町役場のように労働者数が50人以上、3,000人以下の規模の事業場では1名以上選任しなければならないとなってございます。

この産業医には資格要件もまたございまして、そのへんのことを幡多医師会で調査致しましたところ、幡多郡内には15名の産業医がございます。しかしながら、黒潮町内には現役で産業医を務められる医師が不在でございまして、黒潮町でもまだ産業医を選任してございません。早期に産業医の確保に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

やはり産業医、そういうところにやはり関心を持っていただいて、町長、ぜひ努力をするということは大事だと思います。職員を一生懸命働いてもらうために、そういう環境をですね良くしていくことは大事だと思いますので、町内におらなければですね、そういう方たちにも依頼をしていただいて、協議していただいて、早めにですね対応をしていただきたいと思っております。

続いて4番目ですが、これは卓上のといいますか、机の上の整理はできないかということです。

来客者や部下、同僚の顔が見えない環境は問題ではないかと思います。確かに過去に先輩議員が質問されたこともあったんではないかと思いますが、課長や係長の考えで対応できると思いますが、実施する考えはあるかいふことでございます。

ちょうど今は年度が変わり、出納閉鎖も終わったこの機会に古い物を整理をしていただいて、事務所を見ながら対応していただいたらと思うんですが、やろうと思えばできることだと思いますが、やれておるとこもあります。既にやっておられるところもありますが。この癖といいますか、それを直さないとですね、新庁舎に行つて直すとかいう話にはならんと思います。おんなじ状態になると思います。

旧大正町らあたりはですね、非常にもうきれいにしておりまして、もう帰るときに全部上の物はのけていくというようなことも取っておったようですが、それは各課長、係長を含めてですね、そういう指示ができると思いますが。

副町長、この付近は各課長に指示できますか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

お答えします。

机の上の整理はできないかということで、各課長に指導をせよということでございますけれども。

この件につきましては、これまでですね課長等にもだんだん指導もしてまいりました。まだまだできていない状況でございますので、今後も引き続きですね、そういった指導をし、環境整備といいますか職場環境をですね整えていきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、その付近をきっちと指導していただいて、執行機関会議でも十分検討していただいて、できん言うたら終わりです。やると思うたらできると思いますので、古い書類を整理すると。その日に使うやつはまたそういうとき持ってくるというぐらいにしたらできると思います。

既にやれちゅうどこがありますので、総務課の中でもきれいになってるとこあると思います。係によってできるということは、ほかのとこでもできるはずですので、十分検討してください。

ほんでパソコンもですね、デスクトップへやると、だんだんその場所取られますので、ノートパソコンとかそういうふうに改良していくことも大事だろうと思いますし、ほこりをかぶった書類はもう要らないと思いますので、1年に一遍しか見ん書類はほかへ持っていくというぐらいのことすれば、すぐにでもできます。ちょうど今ええ機会ですので、ぜひ検討してください。

続いて、農道の管理について質問します。

部落からの農道舗装の要望が出されておると思いますが、農道舗装の部落要望はどれぐらいあり、その要望に応えられてますか。

中山間は高齢化のために急速に限界集落に近づき、地域の農道や水路の維持が困難になっています。そんな状態であっても、地域の方は材料代を見ていただければ、労務は自分たちで頑張って舗装をしております。中山間の生産基盤である農道を守るために、町はどう把握し、対応しておるのでしょうか。

高知県の市町村管理の舗装は県内の 61.6 パーセントと載っておりました。これも十分出ておるかどうか分からんですが、まあ取りあえず集計されておるのは 61.6 パーセントが舗装されておるということですが、黒潮町は農道の舗装率は何パーセントあるのでしょうか。

それと、限界集落というが先ほど言いましたが、限界集落は現在何集落黒潮町にあるか。そのことを自覚されておるんでしょうか。

中山間の農道整備は計画的に実施していくことが大事だと思いますが、いかがですか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

藤本議員の農道管理について、通告書に基づいてお答えします。

農道舗装資材費補助については、現在 300 万円を上限として予算措置をし、毎年地域からの要望を募っております。

過去の実績としては、平成 21 年度 27 部落、1,285.3 メートル。22 年度 24 部落、1,315.5 メートル。23 年度 25 部落、1,251.0 メートル。24 年度 26 部落、1,299.1 メートル行ってます。平成 25 年度においては 28 部落からの要望があり、本年度出されている要望路線の延長が 5,059 メートルでありますので、要望に対して応えられるとは言い難い状況です。すべての要望には対応できませんので、苦肉の策として各部落に案分して配分対応しているのが現状です。

この要望個所中には数年かけて対応していただいている個所もあります。ただ一方では、一定要望が終了した部落も出てきていますし、今年度で終了するという部落も聞いておりますので、ここ 2、3 年をピークに一部落当たりの割当が増えていくと考えています。

また、その他事業費の 25 パーセントから 50 パーセント負担していただく地域農業整備事業において、農業用施設の新設改良を目的とした事業もあります。

中山間の生活基盤を守るための対応については、中山間地域等直接支払制度を活用し、また、農地・水保全管理支払交付金を奨励しており、地域全体で農地、農業施設を守る取り組みの構図が図られつつあると考えています。

また、先ほどの農道の距離については、まだちょっと農道については調査していませんので分かりませんので、また後日調査して連絡します。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

先ほどちらっと言いましたが、限界集落というのはご存じだろうと思うんですが、今どれぐらいになってるか、その集落数はご存じですか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

資料をちょっと持っていませんので、後日またお知らせします。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

私、平成20年にちょっと調査したときはですね、黒潮町の中で。まあ特老とかそういうとこのけでですね、6集落だったんですよ。20年度の初めぐらいは5集落やったと思うんですが、そのとき大方地域が4集落、佐賀1集落ぐらいで。それから20年の終わりごろにですね6集落で、佐賀が2集落になっていたと思うんですが。それから5年後、4年ちょっと過ぎてですね、現在10集落になっておるんですよ。ものすごい勢いでこの限界集落というのは進んでまして、なかなかその対応が大変だろうと思うんですが。まあ津波対策とかそういうがで大変だろうと思うんですが、こちらもですね非常に大変な津波が寄せてきておるんですよね、ものすごいスピードで。

だから、そういう人たちがやっぱり生活していくためにはですね、やっぱり農道の方も草刈りとかそんなもん含めて維持管理が大変なんですよね、高齢化になってきますと。だから、農道舗装というのはですね、ほんとそこらに生活しゆう中山間の人たちにとってみればですね死活問題になってきておるんです。それが、先ほど言いよった予算は300万ですうっと、去年も300万を組んだから今年も300万。単純に予算査定されてですね、我々が見れば単純に予算査定されてそういうふうになってきておるんですよね。

まあ、25年度要望個所は約5,000メーターいいましたかね。平均舗装幅2メーターにしますと、舗装面積で1万平米ぐらい。これに対してコンクリの量は、厚さ7センチぐらいで平均しますと、700立米ぐらいあればですね要望が応えれるんじゃないかなと。まあ予算額は300万ですので、要望の分に足すと、その3.5倍ぐらい必要で、まあ金額にして1,000万ぐらい要るんじゃないかなとは思うんですけど。まあ1,000万とまでは言わなくてもですね、ある一定の金額を、もうそれぐらいのスピードで中山間の高齢化が進んでおる所に対してもですね対応すべきじゃないかなと。

だから、これも福祉なんですよね。ある分も福祉でもありますし、やっぱりその付近も踏まえてですね、実態をやっぱり常に数値的データといいますか、そういうのを各課長もそれぞれの担当の部門でこの実態をきっと把握しておるというのが大事なことなんです。黒潮町そのものが準限界自治体になってるんですよね。50パーセント超してます、55歳以上は。なつかつ、50歳以上であれば大方地域で29、佐賀地域で21集落。まあ、それから実質10引きますので、相当数の所が予備軍といいますか、なっておる。その所に、今のまでいきますとなかなか大変だろうと思うんですが。

ところで、先ほど数値を把握していないということでしたけども、やっぱり農道のその、やっぱり政策をやっていく上にですね、農道の台帳ぐらいはきちんと把握して、その数的なデータの集計などは持っていないですね、ただ300万組むがじやなくて、どれぐらい進んでないからこれぐらいのスピードでいくと何年もかかるというところはですね、やっぱりきちんと整理をしておくべきじゃないかなと思います。

旧佐賀町のときはですね、農道が台帳ありませんでしたので、職員がですね、その1年ばあかけてですね、ぐつぐつぐつと測りながら測定した農道台帳があると思います。その長さが4万8,000メーターぐらいですかね。

大方地域のがをちらっとこの間尋ねてみると、土地改良事業でやったものをそのまま載せておるということだけでした。4メートル程度のその農道については一定要件農道ということで、これは交付税の対象にもな

りますね。それはまあ4,900、約5,000メーターあると思うんですが。これをですね何か方法で、いろんな事業をやっていくにも、災害のときもですね、当然まあ見せえ言われたことはないかも分からんですが、農道台帳ぐらいはですね、金がなければそういう形でも、臨時雇うてでもですね整備していくということは大事だと思いますよ。それがなくて、基本になるもんがなくて、農道整備を単純に300万組んでいきゆうことはいかがなもんかと思いますが。

今後その付近の考え方を改め、農道の付近のきちっとした考え方持っていただけですかね。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

藤本議員が言われたように、農道台帳の整備も検討してまいります。

また、農道等の維持管理については、やはり一般財源だけでは今の現状では厳しい予算なので、今後、中山間地域等の直接支払制度等を、まあ国、県の交付金の事業も取り入れて、農業者だけでなく地域全体で農地農業施設を守る取り組みを検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

本当、積極的に取り入れないとですね、もう終わったときに、おらんようになったときにですね、限界集落は過ぎて、次は消滅集落になるというのは大野教授が言ってますが、そんなになったときに対応したってもう始まりませんので。まあ、せめてこの限界集落が増えないうちにですね、対応がいろんな方法で。

それはまあ財源的に今厳しいことは分かりますけど、いろんな方法で工面してでもですね、そこを守っていくことが地域におられる方のQOLといいますか、生活の質。そこで住んで良かったと思えるぐらいの手だけでは必要やと思いますが。

町長、どんなに考えておりますでしょうかね。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

町内で高齢化が進みまして、大変集落の運営が厳しくなってると、そのような社会環境の変化が急速に進むことは承知しておりますとございます。

さまざまな手法をもってですね中山間の地域支援をしていきたいと思います。この農道舗装も一つでしょうけれども、現在なかなか厳しい状況の予算編成を強いられておりまして、直ちに予算を増やすことができるかといいますと、大変厳しい状況にあると言わざるを得ないというような現状でございます。

しかしながら、このほかにもさまざまな中山間の支援の施策はあろうかと思います。お金の掛かるものもありますし、お金の掛からないものもあるかと思います。総合的に検討させていただいて、実施をしていきたいと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

やはりその実態をやっぱりきちっと正確に把握することから始まると思うんですよ。その実態が分からずして、施策はできんと思います。

やっぱり職員はですね、やはりそのことを管理職、あるいは執行部の方に提起をしていただいて、こういう実態で大変なことになりますよと。先ほど言いました限界集落が今黒潮町でどれぐらいになっておるかぐらいはですね、せっかく執行機関会議もやりりますので、その付近のデータも含めてですね、きちっとお互いの共通認識として把握しておかないと、いろんな面で、そのことを基にやっぱり計画や立案していくかないとですね、何かその土台がきちっとせんうちに計画していくとおかしなことになりますので。

その予算の300万の根拠もですね、もう何年も前からの300万のようですが、今そんなに進んでおるのであれば、例えばもう少しでも、あと100万でも増やしていこうか、どこかを削って増やしていこうかとかいうようなことも考えることになると思うんですが。やっぱりその実態の把握をきちっとしていくということは大事です。いろんな情報というのは。それができるわけですから、町にはありますのでデータが。それをやっぱり検討して。

農道もですね、本当にもうよう管理せん、もうほったらかし。次はもう耕作もせん耕作放棄地につながつてくるということになってきますので、町長が言われたようにいろんな方法を模索しながらですね、やっていただく。そのためには農道台帳というのもきちっと大事であろうし、農道台帳にも載ってない所へどうやって補助を出すかいうがも私は疑問に思いますし、補助するに至って、ないことになつちゅうわけですから、やっぱりあることにしてほしいがですよ。

それほど経費掛けんずくに簡易なことでもいいですが、どこにどの農道があつて、要望が来たときにそこの農道やと。農道台帳は多分1,000番台の号数が付いてると思うんですが、その1,000番台の農道が何件あるかぐらいはですね、常にそのやっぱり把握しちゅうことが大事です。そのうちの舗装をこうやって補助やって、舗装が6割ぐらい出来上がったとか、7割できたとかいう目標をやっぱり見ながらですね、やっぱり行政はやっていくべきじゃと思います。

そこを今後検討するということですので期待をしてですね、また後で質問するかも分かりませんが、期待を込めてですね、今回の質問を終わります。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩します。

休憩 10時 52分

再開 11時 10分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を行います。

次の質問者、矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

後ろの方から大変激励をいただきましたので、張り切って質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。

それではですね、通告をしておりましたので、その順に従つて質問をさせていただきます。

1番目ですね、行政の在り方について。

まず1番目ですが、この総合振興計画が見直し作業に取り掛かっていただいておりますが、人に優しいまちづくり、基盤整備、土地利用、公共交通を問いますということでございます。

先にこの総合振興計画見直ししますよというお話をいただいたときに、自治法の改正がなされておりますので

これは強制ではございませんね。義務はございませんということで資料を頂いております。ただ、その改正のときにですね、地方自治体の自主性を尊重しますという、自主性を期待しての法改正でございますので、これは分権絡みということでございます。なくても、やらないかんことはやらないかん。それは自主性を持ってやりなさいと。ええ計画を作ったら、国はお金を回しますよという大きな流れがございますので、そういうことの中からですね前向きに取り組んでいくというこの姿勢は、私は評価したいなあと、こう考えております。

そこでですね、この前農協の何か会があつて、初めて行かしてもらったんですが、その組合員の発言の中にもですね、農協は組合員に対して夢、希望、喜び、そういうものを与えておりますかというようなことを組合員から発言されておりましたが、それはこの行政においてもおんなじことでございますね。そういうものを大きなところへ示していただくことがまず前提として必要ではないかなあ。

黒潮町民は、大西町長立候補したときにですね、再起動、これが町長、掲げられておりました。再起動が必要であるということは、もう町民の総意でございます。いちいち言うこともございませんが、その再起動をいかにして図るかということがこの計画の中に入らなければならぬ、そういうことですね。

それで、このわが町にはそのとき予期できなかつたようなことになってまいりまして、この地震、津波がもうこの対策は言わずとも、我々の常識の中でもう取り組んでいかなければならぬことでございますので、そういうものを当然のこととして、地震、津波に負けないまちづくりが必要になつたわけですね。それはじゃあ、どう具現化していくのか。この人に優しいまちづくりというのは、目標としたら、もうこれはみんながそういうものから逃げ切れる、そういうものが必要なわけで。この人に優しいまちづくり、これ1万2,600人くらいですか現在。65歳以上の町民が半分以上、そういうことになってきました。その中で、いかにしてこの優しさをこの計画の中にうたい込んでいくのか。

基盤整備も、あと一緒にすることになりますね。そして、この土地利用というものは、限られた黒潮町内の土地をいかに活用するかということでございますので、国が今急いで作っていただきこうとして準備していただいておる、南海トラフにかんする法を待つて動くのではなく、せないかんことはもう分かつりますので、そういうものは手書きでよろしいので、法ができたらすぐ実行に移せるところまで持っていくべきであると、これは。いうように考えております。

それから公共交通の点でございますが、これが何と言いますか先の3月議会でも質問したところでございますが。高知県人にやさしいまちづくり条例を取り上げて質問をしましたが、階段、スロープ含めてそういう施設については、そういう形容されておる会社というのは努力目標でございますという答弁でございましたけれども。この高知県人にやさしいまちづくりというものは、計画、施工管理、これは県に責任がございますね。市町村は、その県が作ったものに協力をしなければならない、ご承知のように。わが町を走つておる大事な鉄道でございますが、これは努力目標というよりも、行政が目的があつて造つた鉄道でございます。高知県が49パーセントの株主ですね。あと、自治体と県の指定金融機関、それから県内の各産業界の連合体が組織するそういうつた。あと特定な株主、そういうことでなつております。これはまさしく行政そのものであるというようく言っても過言ではございませんので、そういうところを踏まえてですね取り組んでいただきたいといけない。

県の担当のチーフに聞きましたら、要望がなかつたという答えがございましたので。要望がないということは、これはなかなか大変なことでございまして、高知県人にやさしいまちづくり条例というのが平成9年にできておりまして、以来、要望がなかつた。そんなことをチーフは言われましたが。しかしこの条例はですね、責任は県にあるですね。施工管理はちゃんと県がせないかん。だから、県がじやあどういう指導を今までされましたかと。具体的にそういう資料がありますかと。それから全体の必要量。それから必要なことの事業が

済んだ所、残つておる所、進ちょく状況はどれだけ把握してますかと。返事ができないんですね。そういう状態の中ですね努力目標じゃ言われましても、なかなかこれは納得がいかないわけです。

私が言わんとしておるところは、この誰もがというところが1番のポイントになりますので、若い元気な足腰の強い、強靭（きょうじん）な体力の持ち主がそこを通るについては何の不自由もないもしないでしようが、どうしても年を重ねると足腰が弱り、体力、気力もどうしても衰える。そして、そこを下から見上げたときに、はるかかなたな山のエベレストの頂上のように多分見えると思うんですがね、その足腰が不自由になってきたら。そこへ上がっていかないと乗れないし、帰りもまた谷底へ降りていくような階段を通らないと下りれない。そういうことがあっていいもんじゃろうかと。私はね、だからチーフにはつきり言いましたよ県の。両足へ木をくくり付けて、10メートル上り下りやってくださいやと。あんたやったことがありますかと。返事ございませんよ。そういうようなことなんです、現実は。これ、県の作った書類ですよこれ、人にやさしいまちづくり条例いうて。施設整備マニュアル、これ。これ1冊原価どれくらいするか分かりませんよ。だけどね、この中を理解していないんですね。

ただ県だけじゃいませんよ。黒潮町は町民の生活をいかに守るか。これが大事ながですしき、これが分かつておれば県にも気がついた段階で改善の要望を出さなあいきませんね。それをしないと、要望がなかつたと胸を張って言うんですよ。だからね責任がどこにあるのかね、不明確な状態ですね。そういうことはいきませんね。それでこの中を見てもですね、障がい者に対する法、それから高齢者社会対策基本法。それぞれ大切なこの法が定められて載っておるんですけどね。これいくら立派なものを作つても、いつまでたつてもその中が手が切れるような状態では困るわけです。で、基本法なんかいうたら前文もございます。そして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律とかというのもあって、これはね、はつきり国の責任もこう書いてあります。この責任、必要な措置を講じるいうて。地方公共団体は何か、国とか県とか関係ないですよ、この法律は。地方公共団体。わが黒潮町もそうなんですね。必要な措置を講ずるよう努めなければならぬということになっております。

それで、ということは県とか町とか関係なしに、黒潮町としてまさにこれが必要という判断をしたらやらなあいかんがですね。そこが自治法に言うところの自主性いうところがそこへ出てくるわけです。だから総合振興計画の所へ返ってきてもですね一緒なんですよ。いくらどんな立派なものを作つても中身が整わないとですね、町民は困るんですよ。

で、3月にわしこの場で発言させていただいて今回2回目ですので、もう多分そういう考え方は勉強をしていただいておると思うんですが、その速やかにですね、そして県の交通対策だけから言いますと補助率2分の1というのは、それは交通行政の中で言えば一般行政になるわけですね。交通行政だけで言えば。そこには福祉を入れないきません。福祉の中の福祉行政ですよ。入れるということは、補助率2分の1やなしに3分の2とか4分の3とか、そういうことをですね考えていただいて、やっていただくと。そういう計画をですね、このわが町の総合振興計画の中へぜひうたい込んでいただきたいし、いつやるのか、それを。いつぞやるではなくしに、進ちょく状況がどうなのかと。県に対しては、この条例の施工管理がどうなっちょりますかということを当然言っていただきたいし、それが住民に応える黒潮町になってくる。人が元気で自然が元気、地域が元気。これが先の総合振興計画で町長が提案し、議会が認めた。これ黒潮町の総意でございます。今度どういう中身になるか分かりませんが、人に優しいという部分を特にですねお願ひしたいわけでございます。

そして計画策定につきましてはね、やはり皆さん疑似体験をしていただきたい。疑似体験でもしないとですね、ほんとにこの坂道を上がり下り。目が不自由な、あるいは耳が不自由な、そういう方たちのことが分かりませんねこれ。で、1回よ、松葉杖についてですね、両足くくって、あの10メートルの上へ上がり下りして

みて、その苦労がどれだけのものか。そういうことをね身をもってね体験をして、できるだけ近くへ寄り添うような計画を作っていただきたいわけです。

過去においては佐賀町のときは、福祉施設へ職員研修としてですね何名か行っていますね。そういうことが現在なされておるかどうか分かりませんが、地公法の中でもですね研修の時間を保障されなければならないということになっておりますので、ぜひそういったもんも活用しながらですね、私はよそに負けない素晴らしい計画を作っていただきたい。

何も、お金を掛けてきれいな印刷物をお願いしゆうわけではございません。職員が一生懸命作ってくれた手垢の付いた計画で、それで私は胸を張って町民、国、県に話ができる。そういうものがあれば、わしは十分と。それが、法に言うところの自主性をそこで国に対しても示していけると。素晴らしい計画を作れば、お金は国が面倒見てくれるという仕組みになっておりますので、ぜひそれはそういう方向で取り組んでいただきたいわけでございますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、矢野議員の1番のご質問です。行政のあり方についてのカッコ1、総合振興計画の人に優しいまちづくり、基盤整備、土地利用、公共交通を問いますということで、総合的なことで通告書に基づきましてお答えを致します。

まず、総合振興計画についておさらいをさせていただきたいと思います。

地方分権一括法の改正によりまして平成23年4月に成立した地方自治法の改正によりまして、議員もおっしゃられましたとおり同法第24号の第4項、市町村は、その事務を処理をするに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならないという規定が削除されまして、従いまして基本構想、いわゆる総合振興計画の策定をするか否かは市町村が判断するということになりました。議会の議決を含めて基本構想を策定する際の手続きについても、市町村が決めることとなってまいりました。

では、町としての対応方針はどうするのかということでございますけれども。法改正により基本構想の策定義務が撤廃されましても、まちづくりを進めていく上では指針となる中長期的な計画は必要と考えてございます。合併後、平成20年度から10年間の計画期間とした現在の第1次総合振興計画を目標年次の平成29年度まで計画どおり進行していくこととしています。

なお、基本計画については10年間のうち最初の5年間を前期、後の5年間を後期として、社会情勢の変化に対応して施策の見直しを行うこととしてございます。平成24年度を終えた現在、その見直し作業を進めてございます。その主な見直し項目につきましては、暦年経過による各種データが古いものになってございますのでその更新のほか、議員もおっしゃられました、南海トラフを震源とする巨大地震への対応が新たに課題として浮き上がってまいりました。それらにかんする部分が見直しを予期されるものでございますけれども、総合振興計画の大きな目的である住民と行政が協働して確かな行財政改革と施策の厳選を行う中で住民主体のまちづくりを進めるという方針、思いやりのある健康、医療、福祉のまちづくりに何ら変更が生じるものではございません。

また、議員がおっしゃられました人にやさしいまちづくり条例というのも、一方、県の方で制定されてございます。そういうことを各職員が知る中で、地域主権一括法が改正されて黒潮町が独自に条例を制定する中で、例えば3月議会でご提案させていただきました道路のグレーチングの構造等、そういうことに随時取

り入れているような状況でございます。

議員もおっしゃられました自治体の自主性にならなければならぬ、それは県も黒潮町も同じような取り扱いでございます。そういったことでございまして、基本構想を現在見直しをしてございまして、審議会委員で審議を誇っていただきて議会にもまたお諮りをしたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

自主性を持って取り組んでおるということでございますので、それはそれで期待しておりますが。

先ほど言いました、その人に優しいという部分は、念を押しますが、県にそういう町の要望がなかったというようなことを言わさんような計画作った後ですよ。それは、そういう行政運営をしていかないと町民は困ると。そういう計画を見てですね町民が信用しておりますので、後でそういったことを言われますとなかなか町民は困るということになります。執行権は皆さま方に町民は与えておりますので、町民には執行権がございませんので。そこは、やっていないという意味じゃございませんよ、今まで。やっておるんだけれども、もう少し頑張っていただきたいというように思うわけです。

それから、土地利用についてもですねやはり先、もう大体限られた土地でございますので、逃げる場所というのはおよそ想定が付きますので、まあ私はどこというわけにはいきませんが。やはり執行機関の方でこの辺がどうかというものを、森林基本図なんか使えばそれほど難しいことはございませんので、そういった何ヵ所かずうつといっぱい候補地を挙げていった上で、住民の声も聞きながら、じゃあどうするのか。いろんな法律もございますので、網掛けがあればそれはのければよろしい。そういうふうな考えでないと我々は生きることができません。そういうことになります。

それから公共交通の便でもございますが、お金は要りますが、あれ県にも言っていますよはつきり。金がないことは分かちりますと。だからね、国へ言ってくださいと。国へ言ってお金を頂くのが県の仕事じゃございませんかと、はつきり言っていますよ私は。

だからそういうこと踏まえてですね、ぜひ町民のためにですね、より汗をかいていただきたいということを訴えておりますが、どうですか。

まあ1回。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

矢野議員の再質問にお答えします。

我々執行部はですね、当然住民福祉の向上を目指して、さまざまな計画を立てながら事務執行に当たっているところでございます。そういった中でも職員の数とか、それから財政の問題、現在そういった中で最大限何ができるかということですね、また何が必要かと、そういったものを吟味しながら行政を進めておるところでございまして、議員が言うことももっともございますので、そういったことに今後も気を付けながらですね、より住民福祉の向上に目指してですね頑張っていきたいというふうに思っています。

特に本町は財政が非常に厳しい状況でございますので、国、県、そういったこともですね今後も連携を取りながら、必要な部分についてはですね対応してまいりたいというふうに考えております。

そういった中でもどうしても取捨選択しながら進めていかないかん部分もございますので、そういった部分

もご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

副町長がいつ答弁に立ってくれるろうか思いまして期待しましたら、まあ思うたときに出してくれましたけど。ほんとは一番最初にお願いしたかったですよ、今回。

と申しますのはね、副町長いうのはこの場で議員が選挙で選んでおりますね。だから、議場ではやっぱり先頭に立ってですねやることを私は期待をしておりますので。副町長の背中をですね、課長皆見りますよ。で、課長の背中はね、部下がみんな見ります。だから、そこはやっぱり副町長、前に立ってできるだけ答弁いただくことを期待しておるわけでございます。課長さん方は、なんちゃあそれで勉強していただいたらええわけでございますので、そこらあたりは後々ですね、また私の言ったことを参考にしていただければありがたいなあと思っております。

それでは、2番もですね行政組織を横断する条例の運用を問いますと。

今、副町長の方からもお話をいただきましたが、財源的なもん、それから職員数の問題とかということで、それはご苦労されておるなあということは分かるんですが。以前言ったことあると思うんですが、ここですね合併協定項目の中にありますですね、黒潮町集中改革プランを作っておりますし、実はその進ちょく状況というものは、職員を減員していくというものが中に柱としてあるんですがね。私、それをはるかな勢いでいっておると。つまり減っておると。減り方がよね、ものすごいスピードやないかなというように思っておりますが。私のその認識が違つておればまた教えていただきたいわけですが、職員を減すだけの考えではいかんがですよ。ここが難しいけど、将来の財政計画もございますが、一方的にどんどんどんどん減すというだけではね、なかなかそれは行政が追いつきません。

で、そこはやはり副町長の腕の見せどころかなあというように考えるところです。だから、先ほどの同僚議員からも質問があつたようにですねさまざまな心配事が出てまいりますので、そういうことを踏まえながらですねこの集中改革プランも、終わったかどうか分かりませんよ。けんど、終わってもその合理化いう問題はずうつと付いて回ると思います。で、そこはね特に配慮をしていただきたいなあと。

で、この総合振興計画をやる中ですね、私もずっとお話を伺っておりますが、行政運営の中で。この今日の委員提案の中で、先も言いました活動基準原価計算ABC、私はこれは必要なことであろうと。それはこの役場の中で職員としておるうちはね、原価の中に入つていかんがですね。すべてのことが。ところが役場を離れていきますとね、民間の場合にはね、原価計算もできないと駄目なんですね。どんな警告があつてもですね原価はかちっと押さえないと。そういうことをですね、ぜひ原価計算を一遍に全部のことやなしにしても、どつか1点に絞つてですね原価計算1回やっていただきたいなあと思いますので。

そういうことを踏まえてですね、この2番目の質問なんですが。人も少ない中でいろんな要望、要求がたくさんある。いかに応えるかですよ。職員はみんな、自分の前を向いてやらなあいかん。与えられた仕事は一生懸命やらなあいかん。これは条例事項でございますので、当たり前のことですよね。しかしながら、この少ない人の中でじゃあこれをどう乗り越えていくかというときに、目をやや少し広めに見ていただいて、横の人の仕事も少し見て、気が付いたところは何か助言していただく方がもっと効率が上がるんじゃないかなあと、そういうふうに考えるわけです。両方に並んでおりましたら、自分のまん前だけやつたら隣が見えないけど、やや5度、10度、左右をこう見ていただいたら、どつかでクロスする所が出てきますので。そこでお互い助け合つていけば、もう少し気が付くところが出てくると思うんですよ。

例えば住民の方でしたら、お勤めされゆうとき、役場に用事があつても、そこを離れると賃金カットになるんですね。お金もらえない、給料が。そうするとなかなか大変でございます。中には、今まで住民票なんかは前もって電話連絡しておけば昼休みに頂けるとか、また、5時以降に何かいただけるように何かしておったようにも思うんですが、そういうところをですね拡充していただきたい。そういう住民の声もございますので、ぜひ、現状でいいのか、現状をどうすれば改善できるのか、そういうところへ目を向けていただきたい。これはね、執行機関会議の中で私は議論すれば、もう少しええ方向が見えらあせんろうかと。

現に高知県においてはですね、予算執行、垣根を越えた行政運営しますというようなことも書かれて、県はそういうネットで流してございますので、それはそういう不便さが県民から声が挙がつておるので改善しますということでございます。

そのへんを踏まえて、行政組織をですね横断する条例の運用をですね。これ、どこが調整するかいうたら副町長しか今の条例上はですねできないんじゃないかなあというふうに考えておりますので、副町長、お答え願います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

矢野議員の質問にお答えします。

この問題につきましてはですね、執行機関の考えの中で協議して総務課長がですね答弁するようにしておりますけれども、若干我々の考えておったことですね質問の趣旨が違つておつてですね、若干答弁食い違う分もあるかもしれませんけれども、ご理解もいただきたいと思います。

矢野議員の質問のように、当然その行政というのはいろんな形ですね事務を見直しながら、より良い事務執行を図っていくというのはですね当然でございまして、そのために日々いろんな形で勉強とかしておりますけれども、なかなかですね今の体制の中で、組織の中でですね、一挙に改革というのは非常に難しい部分もございます。

従いまして、そういうことを今後も念頭に置きながらですね、どうしたら住民の皆さんにですねより良い行政執行ができるかということを考えながら進めてまいりたいというふうに思っています。

また原価計算の話も出ましたけれども、これにつきましては合併協定の中でもですね今後検討していくという話でございました。ただし、この原価計算につきましては非常に複雑な計算もございまして、なかなか現在そこまで至つてないというのが現状でございます。この件につきましてもですね、今の段階ではなかなかですね対応ができていないという状況でございまして、今後もまだまだこの分については、まだ少し検討が伸びるかなあという状況でございます。

いずれにしましても、この限られた財源、職員数の中で、いかに事務効率が図られるかということは当然考えていかないかんというふうに考えておりますので、そういうところでお願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ちょっと腹痛を起こしましたので、ここですみませんがちょっと小休をお願いします。

議長（山本久夫君）

この際、13時20分まで休憩します。

休憩 11時 48分

再開 13時20分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

藤本岩義君から早退の届出が出ましたので報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

一般質問を続けます。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それでは、一般質問を続けさせていただきます。体調も良くなりましたので、頑張ってやりますのでよろしくお願いします。

先ほどちょっと昼休みにですね、これ、今日の高知新聞なんですよ。社会面右片トップへこういう記事が出ておりまして。これは確か2年前ですか、私たちの議会でもこの対策を願い署名、確か署名取ったと思ってるんですが。それから右片とはいえ、しばらく時間がたっておりまして、もうちょっと早く出していただいたら良かったかなあと。まあ高新区さんにも、私たちの高知県民の高新区でございますので、ひとつ期待をしておりますので本日の記事も右片へ出していただいたら大変うれしいかと思いりますので、よろしくお願いします。

それからですね、3番目ですね。

パソコンの活用、障がい者、高齢者に優しい運用をどのように進めるか問います。

なかなかこのパソコンというものが難しうございまして、昨日も私県外へ送っておりましたら、どうしてもいきませんで7回ぐらいやってみましたけど、全部うまくいきません。それはひとえに私の能力のなさであろうと思うんですが。もう仕方がないから向こうから送ってもらいまして、空メールですね。それでやつたらいきました。反対に送ったらいきました。そのようなことでございます。

ほんで、黒潮町で大体何世帯、あるいは何人でもいいですが、そのうちの加入者がどれがあ入ってるのか。仮にそれが少ない状態であるとすれば、今後どのようにして加入を増やすのか。それは扱いやすいものでないとならない。これだけ難しいとですね私たちは、確かに予算のときには賛成しました。しかし、これだけ難しいとしまったなあと思う部分もございます。それでどうすればいいのか。

民間のですね株式会社がやりゆうこととわけが違います。町民のために作った町民の財産でございますので、これ加入率がねどの程度のとこか分からなければ、もうちょっと利用しやすいようにしないとですね、これいきませんねこれは。で、機械が悪い場合もありますし、それはさまざまですが。それに住民が合わないという姿勢はいかんがですねこれ。株式会社と違いますから。どうやって、私を含めて骨を折りゆう人、あるいは全く、そればあ難しいものはとてもじゃないが働く時間を置いちょいて、そのことに、働くことがせずにですよ、そういう勉強いいますかね、それ町民はできないですからね町民は。受話器を取ってすっと電話ができるぐらいなものにしないとですね、これいけないと思いますよ。それができないとね、いくら投資したんですかねこれ。原価計算やったらどうなるんですかこれ。そこをね、私は改革、改善をね強く訴えるものですよ。

これ、私たち昭和20年ごろの人はね、英語なんかもね学校へ行っても嫌ならせんでもよかったです。選択やったですよ、中学校の段階では。そういう状況の中で、65歳以上が半分以上おる町の中でこういったことをやるということはね、大変住民が苦労します。ほんでそこを苦労しないように、しやすいように、そして値段も高いですわね。数年したらまたやり替えないかん。そんな状態でございますので、これはどんなにするの

か。特に目が不自由な方や、パソコンについては手が動きにくい方もどうしても増えてきます。そういう方、高齢者、おらが言いゆうことが分からんか式の行政では困りますので、そういう私を筆頭に困つておる人にどういう行政施策を講じていくのか、お答え願います。

それから先ほどの、ここのこの記事は大変感謝しております、この場を借りてお礼をするわけではございますが。ぜひですね、高知新聞さんにお願いしたいのは、こういったことをシリーズ的に取り上げていただきて、県の条例のどこまでこの進ちょく状況がいっておるのか、県がどれだけ現実を把握しておるのか、そういうことも踏まえてですねお願いして。まあ、これは高知新聞さんが聞いてくれゆうので、ちょっと悪いけどこの場を借りてお願いです。

まずは、パソコンのことについてご答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

矢野議員の行政の在り方の3番目、パソコンの活用、障がい者、高齢者に優しい運用をどのように進めるかというご質問について、通告書に基づいてまずはお答えしたいと思います。

ご質問の中でパソコンの活用というのがですね、1つは個人のパソコンの利用にかんして行政のサポートを期待するものなのか、あるいはCATV運営においてサービス加入者への指導やサポート期待するものかで回答内容も変わってくるのでございますけれど、その両方についてお答えしていきたいと思います。

まず、個人パソコンの利用にかんして行政のサポートであれば、黒潮町主催での高齢者向け、障がい者向けのパソコン教室の改正をしたり、個別の相談窓口を開設するなりといった対応が町として可能でありますけれど、その場合、予算面も含めて検討してみる必要があると思います。なお、パソコン教室などの取り組み等につきましてはこれまで生涯学習に関係していくと想いますので、教育委員会との協議、調整も必要となります。また、町内では黒潮町パソコンクラブ等の自主的な活動もございますので、そういう活動にご参加することもぜひお勧めをさせていただきたいと思っております。

それから次にですね、CATV運営においてサービス加入者への指導やパソコンの指導やサポートのことでございましたら、現在の光ネットワークサービスにおける電話での相談対応や、パソコンの持ち込みによる技術指導やサポートでは不充分であるということだと思います。直接訪問をして個別に対応をしていくのであれば、当然でございますけれど保守契約内容に追加をしていく必要がございます。当然契約金に影響してしまって、これもまた予算上の課題となります。

それから、IWKTVの番組を利用してパソコン学習のコーナーを設けることはですね、今後可能だと考えております。

以上でございます。

失礼しました。1点だけ答えが漏れておりました。

現在のインターネットサービスへの加入者数でございますけれど、1,071人でございます。率にして分母5,190という従来の分母を使いますと20.6パーセントでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

私は町民のそいつた水準の引き上げということで考えておるんですが、当然ここは公金を使った事業でご

ざいます。そのことに対する質問でございます。個人的に入る入らんというのは、またあるいは株式会社のやつておる分についてはですね、それは自由なんですよ。入ろうが入るまいが、株式会社が赤字が出ても黒字が出ても、それは会社のことと自由の世界ですので、そこはとかく言いゆうわけではないですね。行政が行政目的を持ってやつた、町民の金を使ってやつたことが、果たしてこれでいいのかと。20.6パーセントというものが行政効果を挙げておるのか。そういう質問なんですね。だから、原価計算をどうですかということを言つてるわけです。

その点はですね、どう言いますかね教室をやってどうという問題ではございませんね。それは嫌なんやないんですよ。やらないかん。だけど、やつてもこの数字なんですよ。だから私のがは効果を今後どう高めていくのか、投資効果をどう高めるのか。原価計算がそこに入つてこないきませんね。20.6ちゅうのはね、会計検査員に言わしたらね、これ改善命令出るんですよ。そこがね自覚がないと困るんですよ、自覚が。町民のお金なんですよ、使ったお金は。町民は、とにかくここね習いに行くいつも、勤務時間を休んで行くと賃金カットなんですね。だからあそこは、はつきり覚えてないすけんどね、平日しかやっていないでしょ。土日休業いうか営業していないですね、確か。そうなつてくるとですね、平日に習いにいかなあいかん。そこは困るがですよ。だから、そういったもんは改革、改善をしていただきたいことを訴えようわけですよ。

そのことについてお答えください。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

当然、加入率20.6パーセントはまだ十分だと思ってません。当然、経営上の問題から言ってもですね、さらに加入率を上げていく必要があるという認識は持っております。現在、情報通信施設相談員を4名入れてですね、各地域を回っております。これはもちろん告知端末を中心としたサービスの点検でございますけれど、これも以前、矢野議員とか他の議員さんから要望があつて取り入れた事業でございますけれど。

そういうふうに、このインターネットとか通信、パソコンですね。そういうサービスについても今後何らかのですね事業導入も常に検討して、改革については精いっぱい努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

まあ精いっぱいやるということでございますので、期待をしておりますのでよろしくお願ひします。

それから、2番目ですね経済対策でございますが、新事業（缶詰）に対する取り組み姿勢を問いますと。

事業を興して、この町の中の活性化をもたらす必要があるというのは昔から考えております。このことについてはええわけですが。そこで1つですね、どこでその工場を運営されるとかいうことが出てくるわけです。

で、地震、津波の関係もございますので、私は前に港の土を取るという予定しちゃったところが、佐賀のですね公園の所でちょっと大きくカーブする場所がございます。当時の話では、大体あれが100万立米にならうかと。その土を取つたら、そこに工場ができる土地が生まれます。その背後地は線路越えましたらね、また町有地がございまして、山が。そこへもう宅地とか、あるいは工場用地が開発可能な土地があるわけです。で、その取つた土の行き場というのはその背後へ回すのか、あるいは佐賀漁港は概成でございまして完成ではございませんので、その土を取つて岸壁を造り、岸壁の背後地へ土を入れると。それと、そこに運搬船も接岸でき

れば、その原材料の運搬費も安く入る。土地もまたできる。そこへ冷蔵庫が要りやあ冷蔵庫もできる。そういったことが考えられるわけですので。ひとつその新事業に対してですねどういう形、まずどこへやるのか。

私が今言ったのは一つのこういったことが考えますがということで質問をしておりますので、ほかに具体的なことがございましたらですね、答えていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

矢野議員のご質問にお答えします。まず、通告書に基づいてご答弁させていただければと思います。

取り組み姿勢について問うということでございましたが、先ほどのご質問を直接お伺い致しますと若干答弁の趣旨がズれていると考えます。また再質問でご指摘いただければと思います。また、これまでの答弁や3月の定例議会の全員協議会でご説明させていただいた内容と重複致しますが、ご理解をいただきたいと思います。大変重要なところであると自分では認識しておりますので、再度答弁申し上げます。

まず、今回のプロジェクトにつきましては新たな産業を興し、就業機会と雇用をある一定規模で発生させることが最大の目的でございます。平成11年と21年度の町内総生産の比較では、その総額は約2割の減少となっておりまして、言うまでもなくすべての雇用は、一次産品であるサービスであれ、さまざまな商品の生産過程において生まれるものでございまして、総生産額の減少は、すなわち雇用情勢の悪化を表すということになってございます。

単純に関連付けをするのが適當かどうか分かりませんけれども、当町の人口減少の内容を見ますと、平成23年度にはその減少要因と致しまして初めて自然減を社会減が上回るということになりました。加えて、0.4倍程度の低位で推移する有効求人倍率や震災前過疎等を考えると、雇用状況の改善は急務でございます。これはたびたび議員からご指摘をいただいてるところでございます。

雇用状況の改善につきましては、これまで申し上げたとおりでございます。

まず1つは既存の産業経営体に支援をすることで、雇用状況の悪化を最小限に食い止めながら新たな分野で雇用を生み出していくということでございます。その新たな分野で想定されるのが、いわゆる住民ニーズや社会環境の変化に対応する福祉をはじめとした住民サービスの拡充であり、当町ではネットワーク構想を持ってございます、あつたかふれあいセンター等がこれに該当致します。これは行政サービスという性格を合わせ持ち、かつキャッシュベースでの利益構造を構築しづらいということから、福祉効果に対応するランニングコストを公的資金である1点補てんする必要がございまして、自立して継続性を担保するのが困難なモデルと言えようかと思います。

そして、今進めている事業。もう1つの、雇用を生み出す新たな分野で現在取り組んでおります新産業創造事業では、こちらは前者と比べて利益を生み出すことで雇用の拡大と再投資および継続性を担保するものでございます。つまり福祉効果をはじめとするさまざまな派生効果を生産原価の内数に含まない、いわゆる市場で通用するビジネスモデルを構築するということでございます。

新産業創造事業がこれまでの取り組みと比べて大きく違いますのは、まず市場を最重要視した取り組みとなっており、そしてそのための推進体制を強化していることにございます。事業進ちょくに当たり、初期段階ではその投入量はプロの方のウエートを大きく設定しており、その推進体制における直近の優位性は商品化計画、いわゆる商品MDと言われる分野でございますが、この制度が非常に高いこと。ならびに、試作からバイヤー向けのテストマーケティング、あるいはエンドユーザー向けのテストマーケティングの期間を圧倒的に短縮できることにございます。結果、その間のランニングコストを大幅に圧縮できるため本予算では多額の委託費とな

っておりますが、費用対効果は十分出ると考えております。現在、既に試作品のレシピの作成に着手しており、今月末には44種のレシピ、および微生物規格栄養成分値を除く商品基準書が挙がってくる予定になってございます。

また、事業の円滑な推進のためスケジュール管理を徹底しており、缶詰の分野では、食材調達から人づくりまで大きく7つのカテゴリーを設定し、それをさらに69の項目に分け、さらに直近で実施しなければならない事項につきましてはさらに細分化をし、総合的に管理をしているところでございます。現在の予定では、議会に申し入れをした上でお許しをいただければ、9月議会の全員協議会で再度お時間をいただき試食をしていただきたいと考えてございます。

また、工場の立地についてのご質問がございました。現在想定している土地を明確に持っているわけではございませんが、近いうちに土地の選定に入らなければならないと思ってございます。しかしながらその前段で進めなければならない作業がございまして、まず土地の選定をするにはさまざまな条件を加味する必要がございます。そして、最大の要因となるのが工場の規模でございます。そして、この規模を決めるにはどうしてもマーケティングを得てからでないと、どのぐらいの工場規模に設定するのかという答えが出せないと思ってございます。

先ほど、今月中に44種のレシピと申し上げましたが、7月末にはその44種レシピを340缶お作りいただき、缶詰という形態でございますので少し保存期間を置いてから賞味をする必要があるということで、現物340缶が7月末に挙がってくようになってございます。そして、その後も随時試作をいただき、この試作を製作していただくOEM先と6月18日にOEM契約の事前協議をするようになってございます。こちらで現物をお作りいただき、7月末に340缶。その後、エンドユーザー向けの前段、バイヤー向けのテストマーケティング用の現物を随時お作りいただくと、このようなスケジュールになってございます。

そういうマーケティングを繰り返しながら工場規模をしっかりと設定し、その工場規模に見合った土地を選定していくと。こういう流れになろうかと思います。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

その申請、ありがとうございました。

私が言ったのは、土地利用をもう早くしていかないと、その考え方を取り入れてほしいなあといったのが、地域のその開発も併せて一体的にした方がいいんじゃないかというような考え方の下に。それは通告文書の中にはございませんが、それを発言したわけでございます。どうもありがとうございました。

2番のですね、この企業誘致（木材活用を含め）、町、それから幡多郡内という意味ですが、企業誘致のための組織づくりを問います。

町村会とかいうのは確か幡多広域の中にあるんですが、この企業誘致についてはどうもさしたる記憶がございませんので、この点についてですね、幡多地域大変経済が落ち込んでおりますので、これはもう幡多、行政、民間含めて取り組む必要があるんじゃないろかと思いますので、そういうことが組織化するかどうか。

そのへんのことをお答え願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

矢野議員の、企業誘致のための組織づくりについてのご質問に答弁させていただきます。

現在町では、企業誘致のための組織体制は有しておらず、実質的な取り組みは行われているとは言えないというのが現状でございます。議員からはこれまでたびたび同様のご質問をいただき、中には具体的な会社名をご提示いただいたこともございましたが、残念ながら環境が整わず現在に至っております。現段階におきまして企業誘致のための組織体制は検討はしておりませんけれども、情報収集に努め適宜対応してまいりたいと考えております。

また、幡多でということでおざいますが、こちらも具体的に企業誘致のための組織は有しておらず、当町の現状と同様と言えようかと思います。しかしながら、自治体単独よりも広域で取り組めば誘致の可能性があるということもあり得ると思いますので、同様の答弁となります情報収集に努めてまいりたいと考えております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

次、3番目ですね。鈴漁港の整備を問います。

鈴は非常に波打ち際から集落が近うございまして、その近い波打ち際から沖を見ますと、港の沖にあるその消波工ですか、あれが非常に下がっておると。不同沈下を起こしておるということで。それが壊れて下がったものか、足元が崩れたのか分かりませんが、地震、津波対策に向けてですね、これを急いで整備する必要があると思いますが、そのことについていかが取り組みますか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、矢野議員の鈴漁港の整備についてお答え致します。

佐賀地区の鈴漁港の整備につきましては、第8次漁港整備長期計画において西防波堤ならびに沖防波堤の新設改良、護岸、用地、物揚場の整備を昭和63年から平成5年まで実施してきました。その後、同様の計画によって平成15年まで継続的に護岸、防波堤の整備を行って現在に至っております。

漁港施設における日常の維持管理につきましては、目視における定期巡回パトロールを実施した上で、各施設の異常の把握に努めています。

現在、漁港整備後約20年が経過し、施設の老朽化および一部形状の変化を確認しておりますが、今後、施設の整備修繕方針につきましては、国庫事業の導入、申請を行い、認可を受けた上で水産物供給基盤機能保全事業のメニューを実施していく予定です。

事業の流れと致しましては、初年度に鈴漁港施設全体の老朽化の調査点検を行い、その後に施設の機能の個別での修繕計画を策定した上で、次年度以降の効率的で効果的な保全および施設全体の長寿命化を図っていく整備工事となります。なお、工事につきましては自益者負担が必要となりますので、漁協との調整、協議も行っていきます。

また、台風襲来時の波浪等自然災害における漁港施設形状の変化、破損につきましても、施設状況を把握し、被災該当になる場合においては積極的に公共土木災害の申請を行っていく予定をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

4番のごみの不法投棄対策についてですね、ごみを換金する仕組みを作らないか問います。

一部お金に換えるようなこともあるようですが、町としては計画的にごみの回収をしていただいて、一定きれいな状態ではございます。ただ、目に付かない所の不法投棄がございまして。過日もですね、私、国道56号につきましては、私は自分の生活する上では宝物であると考えておるんですが、命を守る道であるというように考えております。が、その一方で見えない所がございます。で、私の生活をしておる付近もですね山岳道路になってございまして見えない所がございまして、見えない所はね、もう至る所でごみがいっぱい。金網でふさぐ対策をしていただいておりますが、それを越えて不法投棄しておりますね。

で、その中には何とかこれお金に換えんろうかと思って見るわけですが、よいよそれが残念かなあと。地域でそれを回収してもですね家庭のごみとは違いますので、家庭ごみとしてはいささか出すことが問題かなあと。特に、中には危険物もあるような気がしますね。一度は私たちもやったことございますが、処分に困るわけですね、各地域でやっても。で、何かこのええ方法はないものか、それを考えております。

ほんで結局、何かを持って行けばお金に換えていただくとか、昔田んぼで、私らあ子どものときに田んぼに、稻の苗をしたらそこへガが付きましてね、このガの卵を産んだ葉っぱを持って行けば、鉛筆とかノートとか頂いたことを覚えておるんですが、そういう形のものにできないだろうかということを思うわけです。

ほんで、その国道脇の分についてはですね、食べ殻がうんと多いですね。それから危険物もあります。ガラス、それから金属類、それからいす、テーブル類も前はありました。で、そうなってきますとね、これなかなか私たち地域の者の力だけでは処理できないこともあります。観光観光言うてもね、遠来のお客さまに対しては汚い所を見ていただくというようなことになりますので、この改善を何とかせないかんと。

過日、国土交通省さんに現場でですねお願いしたのは、もうカメラですね、それをやってくださいと。そういった原因がですね、小の方は分かりませんね、流れて。問題は大があるんですよ、大。分かります。それがね、まあ言うたら国道敷地の走行車線じゃないですね。陰になる所で舗装の上にぽつたり落として、ちり紙もそれへひつ付いておるんですね。非常に汚い。それから、ちり紙がその辺散乱しておる。そこを見ていただきましたわ。私ものける気がしませんね、そういうのは。いくら地元の思うても。そういう所はですね、もうカメラ据えてくださいと。もう徹底的にやってくださいということをお願いしたわけです。そうしないとですね、その下に人間が生活をしておる人家、家があるんですね。その下に家がある。だから、やっぱり雨が降りますとね、その汁がね下へ流れるんですよ。家の方へ。私たちの住んでおる所はねごみ捨て場でもなければ、そういう処理場でもございませんね。

ここを何とかですね改善するためには、それはお金にはできないけれども、それ以外ののを持って行ったときにお金に換えていただくような仕組みを作れば、パトロールいうものが減るんじゃないかなあと。パトロールに要するお金がだいぶ要るんですね。それから回収するにしても、特殊な車を使ってやるようになるとですね、谷底の場合、大変なお金がいるわけですから。それを防ぐためにも、ごみを持って行ったら反対にお金をくれるような仕組みですね。隣の町との町境の所でもですね、分水嶺から私たちの方、黒潮町の方へいっぱいごみを捨てておったもんで、それは昨年、ある企業によって回収していただきました。名前は申しませんけれども。そういうことで、大変見えない所へごみがございます。それもやっぱりごみ捨てるときに前は無料やつたものが、捨てれない状態になってきたところにも一因あるかなあと。まあ、それはそれで事業活動のものも一緒になるから駄目だというようなこともございますが、こんなちののような状況を見たときにですね、何らかの形で改善をしていく方法をですね編み出さないと環境は良くならないので、ここのそういう趣旨からですね、ごみを集めて持って行ったらお金に換えていただく。

そういうことに対していかがお考えですか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

矢野議員の一般質問、経済対策についてのうち4のごみを換金する仕組みづくりについて、通告書に基づきお答えをします。

まず不法投棄の状況ですけども、毎年15件ほどの不法投棄が確認をされております。ほとんどがですね自分の所有地にごみを捨てるという内容が多くあります。まあほとんど家庭ごみというふうな状況です。

経済対策ということですので、換金ということを考えますとリサイクルということになろうかと思います。これまでもリサイクル法に基づいて、資源ごみのリサイクルについては住民の皆さんにご協力をいただいてきたところです。リサイクルといいますと缶類、瓶缶類、ペットボトル、紙類、鉄類ということになろうかと思います。

現在の状況では、町の収入になる分と、それからクリーンセンターで収入になる分、それと幡多中央環境の収入になる分とあります。全体で224トンありますと、金額で言いますと約247万ほどの収入になっております。

不法投棄についてはですね、当面は町としての資源ごみのリサイクルの継続を行ってですね、ごみの減量に努めて、換金という利益が発生する部分については現在でも団体、生華園とか誠心園、それから子ども会等がありますので、そういう所にお任せをしていってということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

これはですね、そういうごみを換金する仕組みを作らないかという質問でございますので、そのことについてお答えください。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春樹君）

リサイクルごみについては、先ほど言ったようなことで換金になると思いますが、これ以外についてごみを受け取ってですね、お金を渡してそれを回収するということは現在ちょっと検討したことがなくてですね、これからもちょっとできないというふうに今のところは思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

するとですね、そのごみを回収するために職員が動いておりますね。給料を払ってるんですよ。それ車を動かす。物によったらそこへ特殊な機械を持ち込まないかんいう場合も発生しますし。そういったことを考えると、この前も幡多事務所の保健所の方2人がですね、その不法ごみ対策に行かないかん言うて頑張っておりましたが、そのね人件費を1回計算してください。どれだけなぐれておるのか。人件費というのは原価計算の意味ですよ。単にそこへ払う1時間の給料という意味やなしに、原価計算をやってください。ね。やつたらね、

どちらがどうなのが何が分かるんで、そういう意味からですねお願ひしときますよ。これは言つときます。

時間がこちらございませんので、3番、安全・安心対策についてですね。

1番、県道中土佐佐賀線塩屋の浜と小浜という、そういう所があります。波が路面を洗っております。それは當時ではございません。高波のときであろうと思いますが。その対策を問います。

というのは、これ夜間が一番危ないんですね。昼間は沖の具合が見えます。だけど夜間の場合はね、沖が見えないので大変危険な状態に入ってまいります。ここは県道でございますので管理責任は県にございますけれども、ここを通る人はほとんどがわが町民でございますので、町民の命をいかに守るか、いかに安全な地域にしていくかという、そういう使命がございますので、そういう観点からですねそれを問うわけです。

その対策を伺います。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員3の1、県道中土佐佐賀線塩屋の浜、小浜の波の対策についてお答え致します。

主要県道中土佐佐賀線は、熊野浦、鈴地区の住民の通勤、通学路であり、そして周縁地域の人々が日々散歩や自転車等で運動をする光景が見られる生活道路となっております。また、防災や緊急輸送の観点からも非常に重要な道路であります。そしてこの路線の周辺には、天日塩施設や観光みかん園、磯釣りなどの地域資源も多くあり、修学旅行生や町内外の方が利用されている観光道路でもあります。

しかしながら、議員の質問のように塩屋の浜と小浜の付近は道路と海岸が非常に近く、荒天時や台風時において道路への越波や強風による砂の堆積（たいせき）がたびたび見られております。交通の安全と生活に支障が生じていると認識しております。

このような状況を踏まえ、町としては一日も早く利用者の不安が解消されるように状況の把握と情報の提供に努めており、今月7日に幡多土木事務所に対してその状況について説明し、要望も行ってきたところであります。

今後も引き続き土木事務所に要望活動をしてまいりたいと存じております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

県へ言うことが対策ということかも分からんですけど、私の方は町民の命を守る、その対策がせないかんと思っておりますが、そのへんのことはある程度は一定分かっておりますので、具体的にねどういうことをしてくださいやといふことを県の方へ重ねて要望してもらいたいと思います。

あと次、2番へいきます。

県道住次郎佐賀線市野々川から打井川まで、管内図をですねスケールアップしてみると約1キロございます。この開設について問います。

これは相当古い、昭和40年代ごろからですねずうっとこの道の開設については言われておるところです。市野々川の奥の方のもう詰まった辺りは営林署が所有する土地でございまして、国の機関でございますので用地が難しいとかいうことは一つもございません。売ってくださいと言えば、喜んで売ってくれる立場であろうかと思います。道が抜けると山も木のも高く売れるということでございますが。そこの行ったそっから先ですね、

わが町は太平洋に沿うてこの 56 号が走っておりますので、それを、どこまで行つても波打ち際を逃げなあいかんと、こうなります。それではなかなか逃げ切れないと。やはり北側へ北側へ逃げなあいかん。北側へ逃げるとういことは、この道もですね地震津波対策の一環として、向こうは打井川でございますので高台にございます。そこへ逃げて行った命を守る。くしの歯作戦という、その一環でもございます。それからホビー館が大変近くございまして、向こうへ上がっていきましたら人家からね 100 メートル、200 メートルで向こう側、山の頂上なもんですよ。ほんで非常に近い。交流がしやすくなる。四万十川との交流もしやすくなる。愛媛との交流もしやすくなる。ことあるときにはですね、私、愛媛県側からのその支援に頼らざるを得ないかなあというよう考えております、この地震津波対策については。

そういうことからですね、ぜひですねこの市野々川から打井川、この間の道路の開設をですね進めていってほしいと。私は、これ今がチャンスやと思っておるんですよ。この地震津波対策に向けて速やかな開設を願うわけですが。まあ県道でございますので、当然県のご当局の計らいも必要になってきますが、この必要性をですね私たちの町から訴えないといきませんので、そのへんのお考えをお聞きしたい。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして矢野議員 3 の 2、県道住次郎佐賀線市野々川から打井川までの開設についてのご質問にお答え致します。

一般県道住次郎佐賀線は、四万十市、四万十町、黒潮町を結ぶ路線で、一部大方大正線との重複する路線で、全体延長は 1 万 5,653 メートルとなっております。平成 24 年 4 月 1 日現在の改良済延長は調査によりますと 2,663 メートルで、その進ちょくは 17.01 パーセントとなっております。

本町では、承知のとおり市野々川地区においてその工事が進められ、今年度も秋ごろから 150 メートルほどの拡張工事が計画されております。この市野々川工区ではほぼ領地買収が終了していることから、来年度、この整備区間が完了する予定だと土木事務所から伺っております。

6 月 7 日に土木事務所を訪れまして、今後の計画についてお尋ねしました。

この打井川と市野々川の間は、予定路線で残念ながら今のところ事業計画がされておりません。現地を林道、あるいは下から、県道から、町道からその地形を調査しますと急峻で狭隘（きょうあい）な地形であり、距離が短いとはいえ、今後においてはルート決定や工区等のさまざまな検討が地元を含め必要だと認識しております。土木事務所では今後、国道 439 号線と結ぶ未整備区間である四万十市工区での整備を促進し、東南海地震への備えとなる緊急輸送ルートに必要な路線整備に努め、ホビー館や四万十川など観光ルートとしても整備を促進したいとの考えを持っております。本町と致しましては市野々川工区の一日も早い完成を要望し、さらに市野々川と打井川地区とを結ぶ予定路線が整備区間となるように緊急避難ルートの確保、地域間交流の促進の観点からも、情報の提供と要望活動を積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

わが町においては秋丸佐賀線いうのはあと 2、3 年で工事終わると思うんですが、終わってからここをやってくれと言っても、それはもう手遅れになりますね。立ち遅れますので。秋丸佐賀線が終わると同時にここの工事ができるように、そういうスケジュール、日程調整をしていく必要があると思うんですよね。

で、これはね、隣の町の方の議員さんに聞きましたもね、大いにやってくださいという声が出ております。我々に対する味方は大変多いわけでございますので、そこを理解してですねしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、2時20分まで休憩します。

休憩 14時 09分

再開 14時 20分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、森治史君。

11番（森治史君）

それでは議長のお許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

まず1問目ですが、避難道計画についてを問うということで。

まずは1点目、入野地区の避難タワー計画は、早咲、浜の宮、町（まち）、これ新町（しんまち）と書いて町（まち）と言うようですね今。町（まち）、万行、それぞれの地区への計画がされております。その計画の町（まち）地区の計画場所については、既にボーリング調査も終わっております。近くの住民の方々から、避難タワーがいつごろ完成するかというような話をよく聞かれます。

そこでお尋ね致しますが、町（まち）地区の避難タワーの完成はいつごろになるかについてお尋ねを致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では森議員の一般質問、1番目の避難計画についての1番目、町（まち）地区の津波避難タワーの建設計画についてお答え致します。

町内5カ所のタワーを計画しておりますけれど、すべてのタワーについて今のところ、スケジュール的には統一しておりますので、すべてのタワーの総合的なスケジュールとなります。

津波避難タワーにつきましては、町内に5カ所。横浜地区、早咲地区、浜の宮地区、町（まち）地区、万行地区に建設を予定しております。これまでに、地区と建設場所や避難タワーの高さ、それから広さ等について2回のワークショップを開催致しました。そして地区と合意のあった建設予定地については、1月から順次地質調査を実施し、現在は地権者と用地交渉中でございます。

今後、詳細設計および関係機関との協議を進め、早ければ8月ごろに工事発注を行い、平成25年度中の完成を予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

今答弁がありましたけど、まあ5カ所全部を大体8月ぐらいに入って、25年度中の完成を予定しておるとい

うことですが。

この最初私たちが、委員会で見に行った場所と町（まち）地区の場所が、これはもらった図面の方ですが、全然場所が違っております。それにつきまして、少しいろいろ聞いた話になりますが、その内容を。どういうような対応をされたか。先の調査の場所との対応問題になってきますんですけど。

この町（まち）の避難タワーの計画は、もともと最初の町の計画では、新町（しんまち）にあります長泉寺のちょっと手前の所の住宅。今、畠になつてますけど、昔は宅地だった所へ予定をされておったと思います。それにつきまして、地区では24年の12月か25年の1月ごろの防災関係の地区説明会で、その土地所有者、地権者の方に避難タワー建設についてのボーリング調査をお願いをされたというようにお聞きしております。

その時点で用地を売るとすれば、坪単価についても個人的にお話ししちつたはずだというように、私は聞いております。ところが、もうボーリングは2月中に済んだはずだけど、ボーリング調査は既に済んでも用地についての話は一切なかつたというような話を漏れ聞いております。

いつになるかなというような話はちょこちょこ聞いておりましたけど、まだ私らも聞いておりませんという返事をしておりましたところ、まあ突然に4月の末日時分に町（まち）の土地の買い上げの件について、職員の方から町民館の方に来るようといふ指示があり、町民館の方へ行きますと、1人の職員の方かしらん見えていなかつたと。

用地買い上げについては、町の希望単価を話されたと。まあ提示されましたと。ほんで、以前に単価については話しておいたはずですよと言うと、その方が、これ事実かどうか分かりませんが、そのようでしたねと言われたそうです。その単価ではちょっと話にならないというようなことで断ると、いったん庁舎の方へ帰り上司ともう一度話してみますといふようなこともなく、それならば他の場所を探すと言られたというように伝え聞いておりますが。

地権者の方とボーリングする段階において、既に向こうの方が間違いないと言うんですから、希望単価は役場の方に伝えておったと。それでも当初から単価が合わないのだったら、ボーリングをさしてもらうことの意味もないと思うんですよね。また、すべきではないと思うんですよね。その時点では、まだ単価が出てなかつたから、ボーリングをした結果、あこはなんばやつたかな、18メーター言うたかな、ぐらいボーリングをしたところで岩盤に当たつたといふように業者の方から聞いております。ちょうど委員会で3月議会のときに現地を訪問しましたので、そのときちょうどあかつき館をボーリング中でしたので、あかつき館が11メーターで、新町（しんまち）が約18メーターに、ちょっとそのとこ定かではないんですけど、そのようにお聞きしたがですが。

まあ、買えんもんなら買えんで早くやっておいた方が、地権者の方も次の畠にするにしろ何にしろ、段取りがあると思います。この間通り掛かった所では、ちょうどユンボで土の入れ替えをしておりました、次の作付けのために。どんななつちようがか、町の方が。で、今現在もこうやってやってボーリング調査しちょうけど、要是値段が合わなくって、相手方からそれではだめですよって言われたときに、また新たな土地を探すことになれば、今回はまだ時間があったからいいんですけど。8月、25年度に完成しなければならないという、そこも全部予定が狂つてくると思うんですが。

こここの土地についてはどうなことでやつたのか。それでもし聞いちゃつたとしたとしたら、私は、大変地権者の方に対しても、必要のない穴を掘つたということになりますので。

そういうところを再度、この件について答弁をお願い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の再質問にお答えしたいと思います。

町（まち）地区のタワーのこれまでの経過に絞ったご質問でございますので、町（まち）地区のこれまでのタワー建設に向けた私どものですね、取り組みを少し詳しくご説明していきたいと思います。

まず、最初に町（まち）地区に地域住民の方集まっていた大いに、お話をさせていただいたのが9月25日でございました。そのときに、第1回目の地域ワークショップの中で、どの辺の場所を希望されるかというふうなヒアリングと、タワーとはこういうふうなものですというふうなご説明をさせていただきました。

そしてさらに12月に19日でございますけれど、2回目のワークショップをして、その時点では、先ほど森議員が言われた長泉寺の近くの土地を大体あの地域として希望するというふうなことで合意できまして、そして1月に入って、そこの地権者の方にお会いしてですね、その土地を売っていただくことは可能かとかいう打診をしたところ、それは可能であるというふうなお話でございましたので、あつたらまず用地の測量とか、それから用地の鑑定とか、あるいは地質調査という作業が要るわけでございますけれど、そういう作業をさしていただいてよろしいかというふうな内諾をいただきまして、そしてまず測量、そして地質調査、それから用地の鑑定というふうなことを地権者にお断りしてさしていただきました。

作業を始めるときにですね、いろいろやり方があろうかと思うんですけれど、今回、今私どもが進めてるのは、地権者のまず了承を得て、測量。要するに土地の立会も必要でございますので測量して、そして面積をはつきりすると。そしてその土地が果たして幾らでこっちの町が譲っていただくのかが適正か、あと他の国、県の事業の単価との調整もございますので、土地の鑑定をしております。そして、さらにそこが買ったとしても避難タワーという特殊な施設を建てるに当たって、地質的に大丈夫であるかというふうなことを調査する必要がございますので、そういうふうな過程を踏んできました。

そして2月にですね、地質調査を実施させていただきました。それがいわゆるボーリングでございます。

そして3月から4月にかけて、用地鑑定を実施させていただきました。そうして出た鑑定がですね、当初地権者の方からですね、こういうふうな単価を希望するというお話は確かに聞きはしておりました。ただ、その時点で鑑定ができておりませんので、その話は聞くだけでございました。そして鑑定が出た段階で、この鑑定によって出た金額でお願いできないだろうかというふうなお話を4月に、私の方がさしていただきました。

その結果、鑑定額とご本人の希望する額がかなり差がございまして、なかなかこちらの方がかといってご希望に沿えるようなところまで単価を上げる理由というのがですね、どうしても見つからなくて。場所としてはあそこが非常にいい場所と私ども思っておりましたけれど、残念ながらその単価の問題で、ご本人の方もこれ以下ではちょっとお譲りできないというようなお話をしたので、そこは残念ながら断念して。そのご心配の工期のことなどございますので、急ぎ別途避難計画の整う範囲の中で別途用地を構えて、現在は地権者の合意を得て、現在正式に契約できるように現在相続登記の方を進めている状況でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

今のお話で、まあ一応手順を踏んでおるということと、一先の長泉寺の近くの地権者の方にしてみれば、いろいろ事情があってこうにしてたと思いますので、なかなか単価の部分でも折り合いが合わなかったということやけど。まあ、あっさりとほかを当たりますって言われたことには、多少なりともショックがあったんではないかなというように。町の方がもう一度話し合いをしますというような形で、一度庁舎の方に話を持って帰

って再度そういう話を私の方に言ってくるかなつと思ったんでということを言われてましたんで。やはり片側の方もその最初から、用地については希望価格は課長の方も聞いておりましたということでしたんで、そのへんとの行き違いがあったと思うんですけど。

やはり、今後やるときにもそのそういう地権者の方の思いもあるうと思いますけど、あまりせっかく手に入れた土地を手離さないかんのような状態になっちゃう方ですし、また先祖伝来受け継いできた土地を手離さないかんなってきておりますので、あまりにも冷たく感じられるようなやり方というのは控えるべきではないでしょうか。

今後いろんな所で用地交渉しなくてはならない避難道路、避難タワー、いろいろある中で、そういうことでやはり、もうちょっと温か味があるというたらおかしいかもしませんけど、離す側の気持ちにもなってみる必要があるのでないでしょうか。一番私が気になったのは、今後ここだけではなく、多くの避難道路とかの所で地権者の方々にお話をしていくかん中で、やはりもう一度ちょっとこう余裕を持って上と話しますというような言葉、もしかなかつたとしてでもというたらおかしな話になりますけど。やはりそういうような配慮も必要ではなかろうかなというように思っております。

これ以上質問しても、この件については答弁も変わらないと思いますので、ここで打ち切らせてもらいまして、その次の2問目の方に入らせていただきます。

これにつきましては、みなさんのお手元に一応私の写真を添えてもらっております。

これは、西の方にあります出口集落の方からの住民の方からの話として質問させていただきます。

出口集会所の上に町道が走っております。そこのちょうど下から10何メーターか上がった所のちょっと山側の方の広い所に、わずかですがごみの置き場があります。そこから住民の希望では、子ども時分に上の集落から下の集落へ、下から上へとかいうように木の間を通して、いわゆる広くないから、まあ獸道に毛の生えたもんでしょうけど、そういう所を通って行きよったと。

万が一のときには、その木の中を利用して高台への避難道路の整備を望まれるが、いう声が住民から上がっておりますが、町としてそのような整備について執行部の方の考え方をお答えをお願い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、続いて私の方からまた出口の避難道、森議員の避難計画に問うの2番目のご質問でございますけれど、そのご質問についてお答えを致します。

写真を頂いておりますので、よく分かりますけれど。町内全部の避難場所および避難道につきましては、昨年の6月から8月に実施しました職員の地域担当制と、それから自主防の協力、そして消防団の参加もいただきまして、地区とワークショップを重ねて現地点検を実施して、整備の要望があった個所について測量および設計工事を進めておるところでございます。

ご質問があつた場所は、この地元から要望があつたというか、そのときに計画した整備要望には含まれていない場所ではないかと思います。そのために現在整備予定はございません。しかしながら、出口地域として整備が必要ということであればですね、整備についての検討を行いたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

今の件ですけど、住民の方もそんな大きな工事のようなことは望んでるようには言っておりませんが。

ちょっと5月の28日になりますけど、そのときに高知新聞さんの方で、住民が津波避難道路30カ所、室戸の自主防が犠牲者ゼロへ、目指すというような記事が載っておりました。それでいくと、東日本の大震災を受けてから、2012年度から4年計画でふもとから高台への田畠に上る旧山道を修復して、避難道にする方針で、同年度中に13カ所を整備したと。しかし住民側より早期の避難道路確保を求め、昨年12月から自主防災を中心に整備に乗り出す動きが相次いだと。これまで市内92の自主防災組織のうち15組の組織が各地域で取り組み、市計画個所のうち6カ所のほか、地域独自により24カ所の避難道を確保。資材などの経費は県と市のみんなで備える防災総合補助金を活用されて、住民の方々がボランティアで汗を流したというように載っております。

この中で、一部写真による紹介もありましたけど。これにつきましても、25年今年の1月から3カ所について整備。主に週末に15人ほどが出て、小道をふさいだ竹やぶや木を伐採し、路面も登りやすいように整えたりして、約2カ月で主な作業を終えたと。こうした地域住民の自発的な防災活動の広がりに、市の市長も市としても、防草というんでしょうか、シートや手すりの整備など、手を加える所は協力していきたいというように記事が載っておりました。

これにつきましても、住民の方も立派なものを望んでるわけではないです。それでこれ、そのような整備ができるないかということで。確かにこの方のお話では、地域の区長さんはじめ担当の方々が、そこを見に来ておったときに話したというふうに言われております。

ちょっと、ここでまた相手のとらえ方と言われたらそれまでございますけど。役場の職員さんが、おばさん、そう言うたちここのは防風ネット張られちようでって。こっから上がったち、上でそれへつかまるけん、なんちゃあ上がれんがでっていうたときに笑いもって言われたというように言われています。で、対応の仕方で、これも住民の方の受け止め方がありますけど、やはり相手は真剣に、1分でも早くあれしたいことがあって、そういうものを求めていたと思います。そういうところで、まあ実際に無理であったかもしれません、内容は。けど、そういうように相手にその笑われたよというような形の印象を残すいうような行動は、やっぱり駄目ではないかと思いますが。

まあ、とにかくこの私のお願ひ、こここの質問では、室戸市のように自主防災が地元でやると言うた場合に、それはのり面であれ、地権者がおることです。いろいろと問題点はあろうかと思いますけど。そのような形での整備を地域自主防からの要望があれば機材の提供をし、その後押しをされる考え方があるかについてお願ひを致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の再質問にお答えしたいと思います。

町が主体的に事業主体としてやっている整備と、それからもう1つございまして。先の区長会でもご説明させてもらいましたけれど。地域の自主防、あるいは部落の方で資材とかをですね町が構えておれば、いわゆる出役とかでやるような事業はございますので。あくまでもその地域の意見、あるいは自主防の意見としてですね要望として挙がってくればですね、そういう事業を使って対応することは可能でございますので、また地域の方とお話をていきたいと思います。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

このときちょうど行つたがでしたので、その下の浜の地区。ちょっと出口でも何いうて、字名がありますけど、字名までは私分かりませんけど。集会所の西の方に避難道ができておるようだつたんで。なかなか立派な避難道ができおりましたけど。そこまで歩いていって、上がらせていただきました。で、上がっていったときに、このあれば思うて、えっころ上まであるかなと見ましたら、セメンできちうところで終わつて、それから上にまだ2つ3つ、畠が荒らされた畠があつたようですが、そこには一切上がるようなことはできておりませんでした。

やはり、上へ、高台を高台と言うんだつたらその1段、2段上まででもやっぱり工事をして、みなさんが自由に安心して、住める地域を作つていくべきではなかろうかと思うんです。そこの場所は、写真には載せておりませんけど。

途中ちょっと地区の方と会つたんで、お話をさしてもらいました。ちょうど今言つてるごみ置き場のところから、山際にずっと西にあります避難道の間にちょうど草刈つた場所があつたんで、あれはどうしたがですかってお尋ねしたら、それは上の畠を耕作する方がどうしても通りにくいで、個人の畠を借りて草を刈つて、自分が上がるようにならうがじや、というような話を聞いております。ほんとそこへ行くにも、西の端のあれに行くにも、どつかの畠をずっと踏んでいかないかん状態です。やはり、そこに入る所も広い軽乗用車が入るぐらいの道があるけん、これ道かなと思つて問うと、西の端の避難場所ですけど、そこも7メーターばかりかな、道みたいに見えて、そこから後は畠だったんですけど。やはり聞くとすべて個人所有の土地らしいです。

やはり避難道をつけて、そういう田畠を通らないかんようなときですよね、場所の場合は。町道でないとか赤線もない状態でしたら、やはり町の方もそこの地権者の方々に話をされて、緊急避難時には何を植えちよつてどうしようが通つてかまんという了解。確かに災害時ですから、そういうことはいちいち言わんでも命からがら逃げるがやから、それはどういうこともないかもしませんけど。そういうこともやはり一つ一つやつていつていかないと、何かあったときに、嫌いな柵でもされたら終わつてしまふことになりますので。そういうことも含めて、やるべきではなかろうかというように実感を致しました、現場を見たときに。

それともう1件は、その私にいろいろと教えてくれた方。特にその今言つたごみ置き場から上がる道があつたらえいねということは、その方もその近所におる高齢の方が、広い町道を逃げるががええのか、そうやって山際へ逃げていくのがいいのかいうたときに、やはりそういうようにあつた方がいいでしょうね、あの入らどうするがやろねという話をされておりました。

その方の話によると、こんだけの津波が来ると言つてますと。で、町道のサーファーの方々が浜へ出る道がありますと。そこが、もうもろ海が見えていると。それについて津波が来たときに、私はものすごい不安を感じますと。そのためにここに植林とか、まあ竹でも何でもかまんから植えてもらえんろうか。駐車場やつたら、今ある集会場にも広いスペースがあるんだからそっちを使つてもらうようにして、ここのあれを何とかそういう意味でやってもらえないろうかと。やっぱり海が見えていることに、ものすごい今度の津波がおつきいというように言つてあります。その分、高齢の住民の方でしたから、恐怖感を持つつているようです。それがあつたからどんだけ津波に対して止めれるかということは、私にも一切分かりませんけど。心理的状態では、海が見えちうがか普段から、そこが見てないかの真理的なものだと思いますけど、そのような手立てが役場として考えていただけるかどうかについて。

まあこれが町の土地ながか、個人の土地ながか、浜の方でしたらこれ県の方が海岸線で、県の土木が管理してるとこになるかもしれませんけど。写真の一番最後のとこについております、これがそういうように、海が

ちょっと白けて見えてませんけど。そういうような要望がありましたが、そういうことも検討できる課題になるのかどうか。

お答えをお願い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の3回目のご質問にお答えしたいと思いますけれど。

最後のこの海の見える所についての、そこに住民の方が恐怖を感じるというふうなお話でございましたけれど。昨年の3月31日、当町に示された内閣府中央防災会議の想定がですね、いかに住民に、今まで海が見えてきれいだというふうに思っておった所を、そういうふうな感性ですね、変えてきたいことに非常に大きなショックも感じるわけでございますけれど。

この土地の所に対してどういうふうな、そういうふうな住民の声に対応する対策ができるかまだ検討したこともございませんし、住民の方からお話を聞いたこともございません。ここを仮に何らかでふさぐと、また一方では不便になるというようなご意見も出そうな感じもします。

地域の、あくまでもこの地で生活されている人を中心ですね、どのようなことがほんとに望まれるのか。住民の方それぞれのご意見ございますので、地域の中で意見をまとめたものをですね、町としてどのように対応できるか、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

今、ちょっと答弁漏れながですけどね。

その避難道を造った所の周りの土地が畠とか何かがあったときに、町として、緊急避難時にそこを通る許可を先に取り付けなくていいですかと言う質問に対して、まだ答弁いただいてないんですが。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

すみません、質問が2つに分かれておりましたね。

前半の今ご指摘いただいた件でございますけれど、それぞれの地域にそれぞれ避難道幾つか造っておるわけでございます。この避難道が要望が挙がってないということですね、何らかの理由がある可能性がございます。個人の畠をですね通るよりも、実は避難道ほんとあった方がいいと思いますね。個人の畠を通させてもらう、いわゆる事前協定というのは、また別のやり方になってくるわけでございますけれど。

その地域でどういうふうな課題があって、要望にまず挙がってこなかったか。詳細まだ把握してございませんので。

森議員は住民の方からお聞きしたというお話でございますけれど、その地域全体としてどういうふうなご見解を持っておられておるのかもですね確認しながら、今後の対応を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番 (森 治史君)

ごめんなさいね、私の質問の仕方が悪かったでしょうか。

地域の人から 1 個も聞いてませんけど、そういうように畑が周りにあって、その奥に避難道があるという場合に、それは地域の要望でできた避難道でしょうけど。で、行政としても先に、今から造る避難道で畠踏まないかんような場合が出てきた場合ですよね。もう分かってると思います。そういうときには、先にその地権者の方々とよね、きっちと緊急時に畑の中を通って逃げるということを約束さしてもらうたらいかがですかということを聞いたがで。そのことについて地域の方から私が聞いた話ではなくって、私が現場を見てそのように感じたから、そのようにお伝えしたことあります。

それで私の言うのは、そういうような地域協定とか土地の所有者との協定を、町として、お金を払うじやなくて、災害時、緊急時にはスムーズに、そりや火事があってもそこ逃げて上に逃げる場合もある。津波とは限りませんので、そういうことも含まってそういう協定は、避難道とつくとして、高台に上がる道造るんだつたら、その手前が町道も赤線もない状態でしたらそういうことも必要だと思いますので、やられますかということを聞いたがであって、地域の方から出た話ではありませんので誤解のないようにお願いを致します。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

森議員のご質問にお答えします。

例えば、出口のその地域の避難場所に対しての農地であれば、一定絞られてくると思いますね。そこに必要であれば、必要な農地に対して事前にそういうふうな協議を申し入れて、そして地権者の方に了承を得るようなことはですね、必要であればやっていきたいと思っております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

暫時休憩します。

休 憩 14 時 53 分

再 開 14 時 54 分

議長 (山本久夫君)

休憩以前に引き続き会議を開きます。

森君。

11 番 (森 治史君)

ちょっと話が限定されてきて、ちょっと私の質問の仕方がたまたまここを見たから、私がここで質問をしたから、出口のことを土地がうんぬん。僕は分かりませんので、それやなくて、今からすべての所でそういう所の地域に造っていく場合があるから聞いたことであって、出口が通らすとかそんなこと言ってるんじゃない。私は聞いてませんので、そういうことは一切。ただ、自分が見たときに感じたことで、今から出口もあろうし、どこでも造っていく。特に有井川なんかでも山の上へ造っていきります。そこで、そういうときに造ったけど、そういう畑があるとこをつきらないかんときに、事前にそういうように承諾をもらえるようにもっらとく方がいいのではないですかということを言ってるんであって、たまたま私が出口を見てきたから出口を事例にして、ここはこうなってましたと。こういう所があった場合にはあれたから、それは部落の区長とその地域との、地権者との話が済んじよる所も大いにあろうと思います。

ただ、事例に出した私がその詳しいことは知らずにこういうことがあったんだから、今から造る所にはそ

いいうような了解を得ておくべきではないですかということを防災課長に問うたがであって、出口のことについて限定して問うたわけじゃないので、そのへんのちょっと履き違えがあろうかと思いますが。

議長（山本久夫君）

はい、分かりました。

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

趣旨はよく分かりました。

避難場所、避難道に当たる所の農地とか、非常に、場所によってたくさんの土地がある場合もございます。それに対してすべて地権者の了承をもらって協定をいうふうなことまではいかないかもしれませんけれど、特に必要な部分についてはですね、そういうふうな事前の許可いうふうなこともですね、今後検討していきたいと思っております。

特に、将来大きな災害が起こった場合に、例えば仮設の住宅を建てるとかそういうふうなとこについてもですね、やはり事前の何らかの協定を、農地とか協定をいただいている方が対応はスムーズになるといわれておりますので。そういう大きなことも踏まえて、可能な限りですねそういう土地の持ち主のご協力もいただくよう努力していきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

2問目の方に入らせていただきます。

これにも写真を付けさせてもらっておりますが、2問目で集落整備について問うという題で質問を出しております。

これ、加持の本村2134番地の5の住宅の生活道のカーブになっておる所になりますが、距離が約7メートルぐらいで高さが1.5ないし2メーターぐらいあるかなという感であります、ここだけが石垣になっております。で、その一部が住宅側に膨れてきております。

写真で見てもろうとも分かると思いますけど、かなり上の舗装の方にもひびが入って、かなり下の方の家の方向けてせつててあります。これ予想されております、南海地震で強い揺れが来るとされております。それを受ければ崩壊すると思われます。そうなれば、あれですけど住宅の方にも被害が出ろうかと思いますし、早急な対応が必要だと思いますが、執行部の考え方としてお伺い致しますが。これは部落の要望でも挙がっているというようにお聞きしています、区長さんの方からは。

答弁の方をお願い致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

落ち着いてお願いします。

総務課長（武政 登君）

それでは森議員の集落整備について問うのカッコ1、加持本村の生活道のことについてお答えをさしていただきます。

集落内の生活道の管理につきましては、基本的に道路を利用される集落にその修繕等の管理をお願いしているところでございます。

ただし、これまで集落内の幹線道路として活用されて、そしてその度合いが日常生活に大きく支障を来している場合、また多額の費用を要する場合などには、町で一定の条件の下に修繕を行ってきたこともあります。また近年、赤線道や青線の管理が町に移管されたこともございまして、これらの道路が地域要望として年々増える傾向にございます。

町と致しましては、すべての集落道、そして赤線道などの修繕、すぐに対応することもできませんけれども、一定公平性を保つ観点から、公共用道路以外の農道等の集落整備ということで、受益者負担といったことで整備をやっている場合もございます。

そして地域整備事業等を活用して、緊急度の高い所から整備が図られるよう検討してまいりたいと思います。先ほど来、防災課長の方もご答弁さしていただきましたが、この道路が地域の避難路として活用されているのかどうかということを防災地域担当の方に確認致しましたけれども、避難道としての利用はないといったことでございました。

そういうことでございまして、森議員が見られた段階で、崩壊して今にも崩れそうなということでもございますので、大変危険な状態ではあろうと思います。地域の方々ともこの点、協議しながらやり方等も考えて整備を検討していきたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

これ以上質問してもあれやけど。

一番困るががね、地権者の人がね、手前も裏もやったときに、手前はセメンでもう直ってるし、その後側も直っちょろわけですよね。この区間だけが残っちょろがでよね、どういうわけか負担金なしでやってもらうちょうどと言われたがが、私には考えれんんですけどね。住民の方は、負担金なしでやってもうろうたいうような言葉が出てますので。まあ、その方とまた詳しく、どういう予算を県からもらうてきて、どういう方法でやつたか、そのへんの古い話になろうかと思いますけど。負担金なしでやつたと言われたがにはちょっと、その答えようがなかつたんですけどね、私も。大概要ると思うちょっとしたものだったので。まあそういうとこも含めて、地権者の方々、周りの方々とお話を検討をしてください。

2番目の質問に入らせていただきます。

またこれも同じ番地ですけど、住宅の西側に排水路が土地の中に入っています。このちょうど図面でも見えますけど。ここずっと入っていったやつが、前の町道の下を流れ込んで、約5メーターくらいだと思うんですけど、そこで田んぼの中に。写真がありますけど、こういう状態で耕作放棄の田だと思いますけど、この中に流れ込んでたまっています。まあ状況ありましたら、夏場になれば蚊の発生等の衛生面からもかなりの問題であると思いますが。

約10メーターぐらい、田んぼですので買わないかんなってくるかもしけんと思いますけど。約10メーターぐらい前に用水路、これ田んぼへ入っちょろ水ですけど、そこの水路があります。そこまで丸いパイプでも持つていってつなげてあげたら、そういうように水が詰まるということもなくなってくるんではなかろうかと思いますが。

執行部の方の考え方をお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

森議員の一般質問の2、集落整備についてのうち2の排水路の改修についてお答えをします。

現在、地域整備事業の地区要望として、加持本村地区から1件排水路改修の要望が出されております。このご質問の排水路の個所とは別の個所となっておるようです。

写真の右上のような状況を一応確認をしてまいりました。関係耕作者の事情によって、水路が管理できないままとなっているようあります。地区区長にも協力をいただきまして、赤線、青線、それから地権者などの関係者、あるいは用水路であれば水利権も調査の上ですね、地域整備事業の一つの要望事業として検討していきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

松田課長にひとつ確認ですけど、この用水路のとこですよね。田んぼに入っている水利権もありますけど。ずっとこの写っているとこからまだ西の方の所で、ずっとかなり流れてきてます。これかなり、ここの現場の前の方で撮りましたんであれですけど。途中から、200ミリばかりの黒パイでこの用水路の中に当然、生活廃水だろうと思うものも流れ込んでおりてますので、そのへんも確認の上に、地域の方々と話をして検討の方をされるということですので、そのへんをよろしくお願ひ致します。

3問目の方に入らせていただきます。

高齢者の対策についてお伺い致します。

いろいろと高齢者のことが、同僚議員からも朝方から再々出ておりましたけど。各集落の高齢者の方たちが、週2回のごみを出すのに難儀をされております。

その対策として、地域の方が指定のごみ置き場までのかなりの距離がある場合に、集落内で中間に当たるかなという場所を確保された場合、新たに指定のごみ出し場所として追加ができるか。そのような考え方があるかについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

森議員の一般質問の3、高齢者対策についてのうち、1のごみ置き場の増設についてお答えを致します。

高齢者ということではなく、重たくなると車などで運べない方などは、みなさんご苦労をされていることだというふうに思います。

地区地区、さまざまな状況が想定をされます。ごみ置き場は、距離でいえば近くに数多くあった方が良いかとは思います。ご質問のように中間点に場所を確保した場合、各地区かなりの数と考えられます。収集業者からすればですね、業務量の増大により、委託料に反映することも考えられます。ごみ集積場の間隔が極端に長い個所などについては、地域によって個別に協議をしてきております。

錦野地区では、ご近所の方が運べない高齢者の方など家の前に置いてある分と一緒に運んでいるというふうなこともお聞きしております。ご家族の方、近所の方などのご協力を得まして、基本的にはですね、現状の数のごみ置き場、集積場での対応をしていただきますようご理解をお願いします。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

大体、答えはそのように返ってくるろうと思っておりました。

錦野で確かに職員の方も近所の方のごみを出している方も、ついでのもちやからいうことでわざわざそこまで出している方もお見受けしております。また、下の本村の方でも、高齢の方の所へ高齢者がトラックで行って出しているのも見ております。

一つの提案としてですけど、集落で軽四 トラックを所有されてる方に、ボランティアといつても持つていってもらうと、方法があろうかと思いますが。まあ、高齢者の方々の家の戸口に置いてもうろうたものを車を持った方がずっと回収して、週2回出していただくというようなことをできるとありがたいなと思っておりますが。

また、それについて、なかなか毎回無料で持つていってもらうということには多少遠慮も出てくるかもしれません。ただ、高齢者やなくっても、体が思うようにならなくて荷物が持てない人とか、いろいろな条件があると思いますので、そのごみ出しは高齢者だけじゃなくて弱者と言う方が一番いいかもしませんけど。そういう方々にやれる場合に、ずっと各集落のそれぞれ高齢で指定された方の家の前を回ってごみを回収して、出していただくという方をボランティア的に募集されて、その代わり無料じゃなくって、少なくともガソリン代相当のものを町から補助が出せるように支出されたら、もうちょっといいかなと思います。

なせかといいますと、場所を増設したら業者の方も1カ所増えるとか何カ所増えてくると、その分手間が掛かるしいうことで、いわゆる委託料の増額につながってくると思いますので、そのへんを考えれば私としてはそういうこともいいんではなかろうかと思いますが。

そのように地域の弱者の方々のごみを回収してやられるボランティアの方に、少なくともガソリン代程度のものを1カ月、町として支給されるようなことがあるか、ないかについてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

お答えをします。

今のところボランティアでというふうなことで、今ご質問をいただきました。先ほども言いましたように、ご家族の方とかですね、地域の方あたりのご協力をできればまずお願い、お願いをするというのもおかしいがですけども。まあボランティアといいますか、声掛けによってお願いできればというところがまず1つです。

それから、ボランティアということですので、報償とかいうことをですねどんなふうに払うのかあたりもちょっと今浮かぶものではないんですけども。

担当課のごみの方の担当とすればですね、そういうごみを持っていくような仕組みづくり等についてちょっと今まで検討したこと�이ありませんので、そのあたりは検討課題ということにさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

やはり弱者の方も、毎回毎回持つていってもらうっていうことについて、やはりボランティアで近所の方でも遠慮が出てくるかなという部分もあって、まあそのようにして町がいくばくかのガソリン代というような支給ができればもっといいかなという気持ちで、自分はまたそういうように循環したことをやっていっていかな

いと、まだ若い方々が残っちょとこはよろしいんですけど。ほんと高齢者が高齢者ごみを出さないかん状態になっておる地域。地域じゃないですけどそういう形で、86 ばあの人のものを 80 過ぎのおんちゃんが、車で持つていきようようなとこもありますし。それで、ちらっと 1 回なんぽかを払っているように、ちらつとうわさで聞いた、まあ直接聞いてないですけど。持つていってもらうについては、いくばくかの謝礼を払つてるように、お願いする方がというような話もあるもので。それならば、そういうような形で巡回をさす、今からどうしても共助が絶対必要となってきたけど。なかなかガソリンが高くなつたら、ガソリンたいてまでのあれになってきますので。まあ、そういう検討をぜひすべきでないかと思います。

そしたら 4 問目の、光ケーブルのことでインターネットについて、再度これをお伺い致します。

これは 3 月議会からのあれですけど、3 月議会の答弁の中で若干違うちょうかもしないけれど、かなりかなり自分では、そのときの答弁をひらって書いたつもりですけど。インターネットの料金の請求行為を保留にしてについては、条例規則に基づかない事務処理ミスであったと述べられたと思っております。

これにつきましては、24 年に当のご本人と光ケーブルの担当の情報担当の方とが話し合った際に、まあ本人からもこれまで払つておる分については、今後の料金にしてほしいというような話を職員の方にしております。で、そのときの職員さんの、担当で出た職員さんとか課長さんから來た答弁では、そういうことは条例上できません。そのようなことをすれば私たちは懲戒処分の問題になりますと。で、できませんというように本人に話したと聞いております。

担当の方は本人とのやりとりの中で、あの答弁の中でも、本人さんが休止の意思があるととらえたようで、事務処理をされたと課長が述べたように私は記憶しております。このような条例規則に基づかない事務処理ミスである書類が上司に挙がってきた時点に、担当職員に対して、上司から条例違反になるということを指摘をされたか、されていないかについてお伺いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の一般質問 4 の光ケーブルのインターネット利用について、まず 1 番のご質問にお答えしたいと思います。通告書に基づいてお答えしたいと思います。

請求行為のまず保留ということでございますけれど。請求行為の保留という取り扱いは、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例にはございません。従いまして、保留したこと自体が事務処理ミスでございますので、その状況が判明した時点で係員に対しては不適切な処理であり、条例に沿つた事務処理をするように指示を致しました。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

私が今お伺い致したのは、この書類が挙がってきたときに、それを今これは間違った事務処理だというように職員には伝えたということですけど。私が今お尋ねした部分とはちょっと違うのは、それを書類が挙がってきた時点で指摘されたのか。それとも、私が言う質問までの間に何カ月かあって、4 カ月分ぐらいが未収になつてるという時点で、職員さんに、これは事務処理ミスであるというような指摘をされたのか。

私の言うのは、その書類が挙がってきた時点でミスがあったというように認めたのかということでお伺いしたつもりなんですが。

まずは私のお聞きしたいのは、書類が挙がってきた時点でミスに気付かれたのか。それとも、それから1カ月ないし2カ月たってから気付かれたのか、ということを再度お伺い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

森議員の再質問にお答えします。

まず、インターネットの利用の一時中断の申請でございますけど、そういう申請につきましては月にまとめてとかそういう形で書類を決済しておりますけれど。この件につきましては、その時点で問題になったのが朱印がですね、つかれてないというところが問題になってきたわけですけれど。それについては、正式な様式どおりのものになっていないということで、前回の議会でも事務処理であるということをお話させていただいたわけですけれど。

その時点で、請求、支払いを口座から落としてない、いわゆる契約違反的な状況になっておりましたけれど。その請求書の行為の保留ですね、そういうことについては条例上できませんので、そういうことについて条例上ないことをしては駄目ですよというふうなことで係の方には指示をしました。

処理は、まとめて決済が挙がってきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

その件ですけど、このいわゆる処理の件ですけど。これについては本人は、昨年11月に休止については、課長と庁舎内で話してから決めるということで、本人は意思表示をしたとは言ってないんですよね、休止を。で、そのすぐ後にサポートセンターへ自分のノートパソコンを持ち込んで、作業をお願いしております。既に本人は、休止したつもりはないのに休止になっており、つなぐことができないということで、明日もう一度サポートセンターへ来てほしいということで、本人はサポートセンターへ明くる日行って再訪問して、新たなパスワードで利用ができるようにやって、今は使っているとお聞きしております。

そうやってやってるのに、昨年の11月から今年の5月まで利用料が口座から引き落とされてないと話を聞いております。担当の職員の方が、これは調べればサポートセンターの方で誰に新しいパスワードでつないだかということは分かると思うんです。この空白の6カ月、約5カ月間の料金4,000円いうものが、これはもう請求もできんと思います。役場のミスですので、ご本人にも。

最初からずっとこのつながった状態は、パスワードは役場が渡さなパスワードは個人的にはサポートセンターも勝手にはやれんと思いますので。その時点で、すぐに1カ月以内にやってたらこういうようなおつきなじれもなかつたと思なんですが。

私はもうちょっと気を付けておれば、新しいパスワードで利用しているのは分かるはずだと思います。請求行為を保留、それはできないと条例上いうことですけど。他の利用者にしてみれば不公平な行為であり、これは問題ではないかというように私は受け取っておりますが。まあ、いわゆる条例に基づかない事務処理、それはミスでしたで済むことでしょうかというように思いますが。そのへんをもうちょっと深く受け止めとかんと、後々他の事例も出てくる。

確かに、休止に対する申請書も頂きました。98件頂きました。1部もらおうか思うたら、すべて頂きました。98件。それでやはりその中には、新たに休止をする方、それから再度休止の更新する方なんかも含まれており

ますので、すべて98件が数字やなくて、そつからまだ何回か更新、更新した方がおりますので実質の休止届けはテレビ、インターネット含めて数は少なくなると思います。だけど問題は、私が一番問題にしているのは、ほかの方々と不公平になるような処置をしてしまってますねということで、こういう形でいいんですかということをお伺いしておるんですが。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

森議員のご質問にお答えします。

先ほどお答えしましたように、条例に沿った事務処理をするようにと指示は確かにしております。ところがですね、その後も引き落としをちょっとご本人からようしてない状況でございます。これは、当初契約している契約書どおりの引き落としができてないということでございますので。そのことを踏まえて、事務処理のミスでございます。

原因というのは、ちょっとこういうふうに住民の方から異議が出てきた場合にずっと何ヵ月もたまってる状況で、一度に引き落とすと大きな金額になるようなことが、ちょっと心配やったようでございまして。

今後、早急に11月にさかのぼって請求をさせてもらいますけれど、ただ、そのまま口座から引き落とすというような乱暴なことは、この場合契約書どおり引き落としができてなかった事業者として不適切でございますので、ご本人と面会して、丁寧なご説明と対応をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

ちょっとね、そのねまとめてね頂くと言うけど、もう経過的にそれは不可能じゃないかと思いますよ。

実質に本人がとらえてやってるときに、勝手に引き落としを止めたのは役場じゃないかということになります。本人は出してないんだから。今まとめてお話をしても、まとめて分割でも何でもかまんから、6ヵ月分か7ヵ月分になるか分かりませんけどそれを頂くということですから、その処置は恐らく、今の段階で拒否されるがじゃないろうかと。役場が勝手にやった事務処理で、何で私の方の口座は残っちゃったんやから、口座からずうっと何ヵ月も引き落とし一番気にしてたんです。ご本人が。いずれこれがどっかと来るがやないろうかというように。

まあこれ、今ここで求めたち、課長の方は、ご本人と話して理解を得るように説明をしていただくということですので、私としてはこれ以上質問しても答えは一緒だと思いますので。

4番目の2問目に入ります。これも3月の議会で質問した、の答弁になりますけど。

このインターネットの休止の書類は本人が自筆で書かれたのは間違いないが、正式な書類になってなく不適切な事務処理と本人にも説明されたというように述べられたと思っております。

私もその書類は間違いなく本人の自筆ですが、問題なのは住所、氏名記入、捺印、休止日のない。これもまことにほんとだったらよろしいんですけど、それが役場の方でコピーをさせてくださいということで、コピーをした用紙で受け付けをされて、本人に休止の確認も取らずに事務処理をされたことについて、本人がこれは公文書偽造に当たるというように考えております。

また、このような行為については、私は世間一般的では公文書偽造ととらえられるというように考えますが、執行部の考え方についてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の4番目の光ケーブルインターネット利用についての2番目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、公文書偽造になるんじゃないかというご質問でございますけれど。まず公文書というのは公が作成する文書でございまして、私文書とは個人によって作成する文書でございます。今回、ご質問いただいているインターネット休止の申請書につきましては、様式は町が作成したものでありますけれど、あくまでも申請は個人であるので私文書に当たります。従いまして、まず公文書の偽造とはならないと考えております。

また、であれば私文書の偽造になるんじゃないかということになろうかと思ひますけれど、私文書偽造につきましても、行為としては、本人直筆の押印のない申請書を事務処理したということになりますので、その偽造にも当たらないと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

ここは絶対かみ合わんがですけどね。

私はコピーしたものを、間違いなくあなた方が言うように、本人の自筆いうことは認めます。コピーだから。問題はここながですよ。本人の自筆で出した分をもらって、コピーを相手に渡しちょうがやつたらまだいいいんですよ。コピー用紙で処理したいうことに問題が出てくるがじやないですかと。私文書偽造、変造、どちらに当たるかもしれませんよね、これ。それも当たらんと言いますけど、本人の、あなたは毎回言いますけど、ご本人の自筆に間違いないと。そりやあ間違いないですよね、コピーだから。

問題は、そのコピー用紙で処理をしたいうことに大きな問題があるというように私は受け止めておりますが、そのへんの認識がないと、相手方とは話が進みませんよ。どんなに誠意持つておたくが話しても。向こうは、私のコピーで書いたものを、わしの字じや言うと。間違いないです、コピーだから。問題は、コピー用紙で事務処理したいうことに問題が発生しているということを認識していただかんと。

これ、そこの部分がね前回もかみ合わなかったがですけど。私の言いたいのは、間違いなく課長が言うように、ご本人の自筆であることは私も認めます。なぜならば、コピーだから。コピーの用紙で事務処理してしまったことが、大きく問題視されておるんですよ。そこをきちんと認識せんと、事務処理のミスであったとかいう問題ではなくって、これ、だから、前回の質問のときも話ましたけど、納税証明をコピーして持ってきて判もつかずにこれで通せというような嫌がらせ、と取れるような行為をせられたがもそこなんですよ。自筆には間違いないろって言うが、本人も。おれのコピーから自筆間違ないやいかって。そういうことだから、コピーで処理してしもうたいうことにものすごく向こうは疑念を持っておる。

あなた方は、いや、あくまでも本人の自筆だったから私文書偽造にも当たりませんと。これ私文書偽造とか、変造とか刑法159条ですか、詳しいこと分かりませんけど。行為は作成権限のないものが権利、義務に関する他人名義の文章を偽造、変造すること。印章、署名の有無によって刑罰が異なるというように書いております。その自筆で、本人の署名とか印鑑があれば、また。まあ、偽造文書の行使ということになると、虚偽の偽造文書を真正な文書として、又は虚偽文書を内容の真実な文章として他人に認識させるか、認識できるような状態に置くことというように、提示、交付、送付することなどが行為であると書かれております。

それで一番話が前へ進まんなっているところは、コピーであるのでいうか、課長が絶えずお話いうか答弁で強く言われる、本人の署名には間違いないという言葉が出来ます。私もそれは認めましょう。認めます、本人であることは。ただ、私が一番懸念しちゃうのは、そのコピーしたもので事務処理してしまったいうミスが、今こんなに大きな問題に発展してきてると思うんですけど。

そのへん、コピーであっても自筆であれば、それで処理したものは私文書、まあ公文書やないということやったから私文書偽造とか変造には当たらないというようにとらえておられるかについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどご説明しましたとおり、前回の議会でも説明しましたけど、事務は不適切な事務であったということはご説明、これまでもしてきたところでございます。ところが、刑法155条、159条の公文書偽造、私文書偽造、こういうところには当たらないというふうに申し上げておるところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

もう止めようもないですし、相手の方がどういうようなことでやってくるか、私にももう予測つきません。まあ、今から役場が受けて立つようになるか、私ももうこれ以上ここで質問したとしても、ならないというんですから、相手がなるというて訴えられれば、もうこれで私はもう。もうちょっとあれがあればまた向こうとも話して、何とかなだめるいうこともできるかなというように思いましたけど。ここまできっぱりと、そのコピーで処理したことについても何ら反省されているというように私はうかがえませんので、もうこれ以上の質問は致しません。

これで私の質問は終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで森治史君の一般質問は終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15時 35分